

戊戌変法前における「民智を開く」ことを中心とした 梁啓超の民権論

Liang Qichao's Theory of Civil Rights with a Focus on Enlightening People before the Reform Movement of 1898

于 海 英*

YU Haiying

(要旨)

戊戌変法前における梁啓超の民権思想は、総じて、学校を興すことによって民智を開く時期と、民智の開明を通して民権を伸ばす時期という二つの時期に分かれる。前者は梁啓超が上海で『時務報』の主筆として務めた時と言っていいが、後者は主に湖南時務学堂の総教習として赴任していた時期とすべきである。『時務報』時期において、梁啓超は民権に関して、ただ端緒を紹介しただけで、あまり公言しなかったが、湖南時務学堂の主講として赴任して以来、民権に心酔するようになった。それのみならず、彼は大胆に湖南巡撫陳宝箴に湖南の自治を進言し、民権の伸張を湖南で具体化する方策を論じた。「今日中国を論ずる者は必ず民権を興すと言う、しかし、民権は旦夕でできることではない。権は智より生ずる」と述べているように、梁は民智を開くことを今日の第一義だとしている。こうして、梁啓超は地方の有力官僚に働きかけるだけではなく、民衆の啓蒙や人材の養成にも相当力を注いだのである。戊戌変法前における梁啓超の民権論が、その端緒の紹介から、民権への心酔へと変化を示しているが、その中で終始一貫しているのは、民智を開くことを第一と見なす視点である。それは戊戌前における梁啓超の民権論の一つの重要な特徴だと言える。本稿では、「民智」を手がかりに、いままであまり体系的に検討されてこなかった戊戌変法前における梁啓超の民権論に焦点を絞り、その民権論の実像と、民権と君権、及び国権との関連を引き出すことを課題とする。

はじめに

梁啓超は(1873-1929)、清末民国初の政治家、啓蒙思想家、ジャーナリスト、教育家であり、字は卓如、号は任公、飲冰室主人などである。彼は広東省新会県に生まれ、幼いころから伝統的な教育を受け、十六歳の一八八九年に広東省郷試に合格し、挙人となっている。翌年の会試に失敗した後、康有為(1858-1927)に師事し、その社会改革を目指す独自の学問に傾倒している。日清戦争後、康有

為が提唱した変法運動に身を投じるが、一八九八年の戊戌政変の失敗によって、やむを得ず日本へ亡命した。梁啓超は、中国近代思想史において極めて大きな役割を果たしている。彼の思想については、これまで実に多く論じられてきた。ことに彼の新民説、彼の思想と明治日本の啓蒙思想との関連については中日双方の研究者によって多くの研究が行われている¹。一方、梁啓超の思想における重要な出発点である民権論、とりわけ戊戌変法前における彼の民権思想についての研究は決

* 山口大学大学院東アジア研究科アジア比較文化コース (Asian Comparative Culture Course, The Graduate School of East Asian Studies, Yamaguchi University)

して十分ではなかったと思われる。そこで本稿は、戊戌変法前における梁啓超が民権に対していかなる考え方をもち、いかなる視角から自己の民権論を設定していたかという点に問題を限定し、この面から多少の考察を進めて、梁啓超の思想を考察する上ですこしでも新しい寄与となりたいと思う。

周知のように、戊戌変法の以前から、「民権を興す」ことは梁啓超の非常に重要な政治主張である。梁にとっては、民権の伸張は単なる変法の一項目ではなく、それこそ変法の主眼ともいうべき重要性を持っていた²。この時期、梁啓超は相次いで「変法通議」、「論中国宜講求法律之学」、「古議院考」、「論中国積弱由於防弊」、「論君政民政相嬗之理」等の一連の文章を発表し、湖南時務学堂の授業にも激しい批評を書いている。その内容は概ね、変法・民権・救国という三語に要約することができる。救国は目的で、変法は救国の手段であり、民権は変法の核心的な内容である。梁啓超自身は「民権を興す」ことの重要性を認識しながら、民権が旦夕で興せないことも意識している³。ゆえに民権を唱える彼は、「民智を開く」ことの重要性を強調し、民権と民智と極めて密接な関係を有している、と繰り返し主張している。戊戌変法前に民権を興すと梁啓超が言うとき、その民権思想がどのような性格を持っているかは、梁啓超の思想を解明する重要な手がかりであると思われる。そして彼の民権論、単に孤立的に存在しているのではなく、「民権」と「君権」、「民権」と「国権」、「民権」と「民主」など複雑の関係にあるので、そういう問題についての検討も必要であると考えられる。

戊戌以前、『時務報』時期⁴において、梁啓超は民権に関して、過激な論を表しなかったが、湖南時務学堂の総教習として長沙に赴任してから盛んに主張するようになった。後年

の回想の中で、「『時務報』時期に、常に民権を唱え始めたが、ただその端緒を紹介しただけで、公言はしなかった。しかし、湖南時務学堂で、主張するところは、皆当時一派の民権論であった。』⁵と自ら述べているように、梁啓超は湖南時務学堂に赴任して以来、「民権革命論」に心酔し、そして、「今日、中国を論ずるものは、必ず民権を興す」⁶ことを言っている。本稿では、戊戌変法前における梁啓超の民権論に関する視角は、どのようなものなのか、そしてどういふふうに変化してきたかという問題への関心に導かれながら、試論として、主に戊戌前における梁啓超の民権論の実像に焦点を当て、それと君権、国権の関連を引き出すことを課題とする。

一、梁啓超の民権論の提出

1、学校を興す—民智を開くことを第一義とする

中国の長い歴史の中で、清末が一つの激動する転換期と言って良い。この時期の清朝は、伝統的な政治的な権威、社会秩序が崩壊しつつ、内憂外患に悩まされてきた。そして、思想、文化の領域をコントロールする力が徐々に衰えている一方、西洋の思想、文化が少しずつ浸透し始め、権利、自由などの概念が次第に中国社会に伝わってきた。そういう流れの中で、洋務運動の発展につれて、物質的な面にのみならず、政治制度に関しても、西洋社会の優越性を素直に認めようとする思索者が現れてきた⁷。19世紀70年代以降、郭嵩燾、薛福成、黄遵憲らの日記や著述の中に、「自由」、「民権」、「平等」、「民主」などの言葉が出ている⁸。そうした中で、日清戦争後、社会改革に関心を向けていた梁啓超は彼の師である康有為と、中国の政治舞台に華々しく登場した。1895年、日清戦争の講和会議が下関

で開催され、台湾などの割譲や膨大な賠償金を求める日本の苛酷な要求内容が北京に伝えられたが、5月2日梁啓超は、康有為を初めとする挙人1300名と連名して、「拒和」、「遷都」、「変法」の三点を柱とする上奏文—所謂「公車上書」を朝廷に提出した。この事件は、日清戦争敗北以後の中国で急激に展開される変法運動の端を開いたと言ってもよい。以後、梁啓超は康有為の右腕となって、強学会の創立や『時務報』の創刊に力を入れ、維新運動の主役の一人として活躍していた。

戊戌以前、上海『時務報』時期の重要な論説で、梁啓超の最初の著述とも言うべき「変法通議」には、「民権」に関する主張が表れていないものの、「民智を開く」ことを強く呼びかけている⁹。「変法通議」が、『西学書目表』に並んで、『時務報』時期の梁啓超の最も代表的な論説であった。村尾進氏が指摘したように、その自序を見ると、十二種類に分類された、全六十篇を構想したようであるが、後の梁啓超がしばしばそうであったように、未完のままに終わっている。発表された者は、ほとんど科挙、学校、師範、幼学、訳書、変法に関する内容で、いずれも学校論、もしくは科挙改革を中心とする近代的教育論と見なしているものである¹⁰。「変法通議」には、冒頭の「変法通議自序」と「論不変法之害」の二篇は、変法の核心とも言うべき考え方を述べ、次の「論変法不知本源之害」において、学校が全ての根本であることを説いた。そして以下は、学校論の「総論」、各論（科挙、学会、師範学校、幼学、女学、訳書、学校余論）からなっている¹¹。その中で、注意しなければならないのは、「梁啓超の「変法通議」が学校論と銘打たれるからといって、そこから、直ちに梁啓超が説いているのは西洋近代的な学校教育の普及である、ということとはできない¹²、という点である。むしろ、

「今、変法を口にする者は、主として「練兵、開鉱、通商」の三つの事を言うが、学堂を興さなければ、たとえば、鉱山を開くするのに、その機械が西洋から買い、実地の指導は西洋人に仰がなければならない。これはいかに「練兵、開鉱、通商」に務めても、ただ外国を利するだけで、中国の富強を図ることができない¹³、故に「新政を求めようとするならば、学校を興さなければならない、それは本源を知ることである¹⁴と梁啓超は、学校を興すことの重要性を説いた。

「興学校、変科挙、改官制¹⁵は今日の急務であるが、梁によれば、新しい人材に求められるものは「智」である。梁啓超自身の言葉を借りると、「故に今日自強を言うならば、民智を開くことを第一義と為すのである¹⁶。それでは、一体どういうふうに民智を開けばいいといえ、それは「学校を興す」以外には方法がない。梁啓超の見るところでは「変法の根本は人材を育成することにあり、そのためには学校を開設する必要がある、また学校を開くには、科挙制度を改革しなければならない、以上の全てを成功させるには、官制を改革すべきだ」というものとなる。変法の主眼を「学校を興し、科挙を変じ、官制を改める」に置くのは、梁啓超のみならず、彼の師である康有為も同じである。ただ現実においては、「康有為が官制を改める点に主力を注いだのに対して、梁啓超は学校を興し、学会を開き、民智を開くことに力を入れた¹⁷。彼が変法運動の時期に書いた文章のもっとも多くは、民智の開発の問題であり、先に述べた「変法通議」は自序を合わせて十四節のうち、八節までは全てこの問題に触れたのである。

ところで、民智を開くことの重要性は、梁啓超ばかりではなく、康有為や嚴復などもみな一様に意識している。嚴復は、周知のよう

に、中国の自強のために、「民力、民智、民徳」を向上しなければならぬと主張しているし、康有為にも、「人間の智の発達が社会進歩、文明の展開を促進する」¹⁸という考え方が見られる。ここで重要なのは、いかに民智を開くかという問題である。それで、梁啓超の提出した方策は、他でもなく、「学校を興す」ことによって、人材を育成することである。しかしながら、学校を興せといった梁啓超の中には、理想的な学校はどういう姿なのかについて、彼は新興学堂を批判しつつ、徐々にあるべき学校の姿を抽象的に、論理的に描き出した。梁啓超は、京師同文館、水師学堂、武備学堂のような新興学堂の続出する傾向にむしろ批判的な態度を取っている。彼が新興の学校を非難する理由は、次のように要約できる。第一に、いずれも芸を教えるばかりで、政と教を教えず、学校の主要な教習は西洋人で、言語、文字の教育を主とすることである。第二に、新興の諸学校は、中国の伝統学術、所謂「中学」を軽視する傾向がある。この点に、梁啓超は最も深い危惧の念を持っている。それゆえ、中学の必要を強調して、「今日の天下において、西法を参考して中国を救おうとするものは、ただ西文に通じ西籍を肆にするのみではいけない。必ず経術に通じ、史に熟し、律に明らかで、天下郡国の利病に習い、わが中国の天下を治める所以の道に通暁する者でなければならぬ」¹⁹というような人材を育成すべきであると梁は説いた。つまり、梁啓超の言う理想的学校は「六経諸子を以て経となし、西人の公理公法の書を以て輔として、天下を治める道を求める。歴朝の掌故を以て緯となし、ギリシャ、羅馬の古史を以て輔として、古人の天下を治める法を求める。当今の時勢に適切な者を以て用となし、各国の近政近事を以て輔となして、今日の天下を治めるに必要な者を求める」²⁰という学校であろう。

2、民権と国権、民権と君権

「変法通議」の「論不變法之害」(1896年8月)が発表されて約2ヶ月後の1896年10月に、梁啓超は「西学書目表後序」²¹に「君権が日に益々尊ばれ、民権が日に益々衰えた。それは中国を弱体化させた根本原因である」と言い、「君権」に對置される概念として、「民権」を提出した。それは筆者管見の限り、梁啓超が「民権」に関する見解を示した最初のものである。そして、ほぼ同じ時期に「論中国積弱由於防弊」²²という文章の中で、梁啓超は「人々は自主の権がある」ということについて自分なりの見方を示した。この文章の主旨には「秦から明までの二千年の間、法禁は日増しに密となり、政教は日増しに衰える。君権は日増しに尊ばれ、国威は日増しに損なわれる」²³ということである。文章の最後に、彼は「西洋人曰く、人々はそれぞれ自主の権がある。自主の権とは何か、各々が為すべきことを尽くし、各々が得るべき利を得ることである。これは即ち「公」である。こうすれば、自ら天下は太平になるはずである。しかし、防弊(弊害の防止)のみ考えている人は、支配者を有権し、被支配者を無権しようとし、各人の自主の権を取り上げて一人の人間に集中しようとする。これは私以外の何物でもない」²⁴と述べている。梁啓超はここで「公—私」という對置法に基づいて、「人々の自主権を抑えて一人に帰属させる」という封建的な君主専制制度を批判した。

この時、国家と民族の危機感に直面して、「民権」と「国権」の関係にも梁は目を向けている。彼は、「地は人を積みて成り、国家は権を集めて成り立つものである。故に、権を全うすることができる国は強く、権が缺ける国は弱く、無権の国は亡びる。権を全うするとは何か、国の人々は皆固有の権を有することである。権が缺けるとは何か、国の人々

のなかに権のある人と、自ら権を持つことができない人もいる、ということである。無権とは何か、権の所在がわからないことである²⁵と説いて、国権に対して民権を言う。人民がそれぞれ固有の権利を行使すれば、国家は豊かになり、力の強い「全権の国」になる。梁啓超のいう「自主の権」とは、ある意味で民権であると考えられる。当時、中国が弱まった原因は民権と君権の不均衡にあるという認識があり、封建君主専制を非難する点で、当面中国が「国権喪失」の窮地に立たされているのは、歴史上の「君権強化」による「民権欠如」の結果であるという考えを、梁啓超は持っている。

このような現状認識の下に、梁啓超は「古議院考」の中に「泰西の各国はなぜ強いのか？ 答えは議院である。議院を設立の意図はどこにあるか？ 答えは、君権と民権が合すれば、情が通じる。議法と行法が分かれば、事が容易に成る²⁶と述べるように、君権と民権はいずれも必要とし合わなければならないと断定し、民権と君権の結合を目指し、「議院の設立」を繰り返し呼びかけたわけである。こうしてみると、梁啓超において、「民権」、「君権」、「国権」の三者は、相互補完的な関係にあるものと考えられていたことが分かるであろう。この点は、今後梁啓超の民権思想を考える上で重要な出発点となったのである²⁷。

3、梁啓超における議院開設

清末における「民権」という言葉の初出は、熊月之の考察²⁸によると、清朝の初代駐英公使となった郭嵩燾が1878年5月19日（光緒四年四月十八日）の日記に記した「西洋の政教は人民を重んじ、そのため一切が民意に従って行われる。即ち、諸君主の国は、大政が議紳によって決められ、民権は常に君権より大きい²⁹である。黄遵憲も、彼の著作であ

る『日本国志』（1879-87年編纂、1895年刊行）の中に、既に「民権」の概念に注目し始めた。彼は、明治日本の政治制度を紹介するに当たって、「近日、民心は徐々に西洋の法の影響を受け、ついに民権自由の説を唱えるものが現れてきた。（中略）人民はこの説に基づいて君主に要求するようになり、遂に連名で上書し君主に訴え、国会を開き、民権を伸張することを請う³⁰と述べている。また、明治初期の地方議会制度を説明する際、「府県会議の制は西洋をまねたものであり、それを以て国是を公にし、民権を伸ばす。その意は甚だ美しい³¹と評論した。さらに、薛福成において、「歐洲の君民共主の国、その政權は亦議院にあり、およそ民権が十の七、八分を占め、君権が十の二、三分を占める³²という民権への注目が見られる。その後、「民権」という言葉の使用は多くなり、19世紀の90年代に入ると、変法論者たちの間に民権という言葉がしきりに使われるようになった。

日本語である「民権」という言葉が、黄遵憲らによって、中国にもたらされた可能性は高いが、この問題は本文の議論の範囲を超えるので、ここで詳しく扱わうつもりがない。ただ注意しなければならないのは、「日本においても、中国においても「民権」という語は殆どの場合、議院開設の要求という文脈の中で用いられ、その際、この語は「人民の政治参加の権利」を表す概念となっている点である³³。そういうことを見れば、この時期の梁啓超における「民権」の意味はそうした一般的な傾向の枠を出るものではないだろうと考えられる一方、梁啓超なりの特徴を持っていると思われる。梁啓超は黄遵憲らの「民権」に関する考え方を受容しながら、「君権」に対置された「民権」概念への理解を示している。先に挙げた「君権が日増しに尊ばれ、民権が日増しに衰えた」という文に見られるよ

うに、君権と民権が対立関係にあるという梁啓超の考え方が窺えるが、しかしながら、彼は君権で民権を抑えることに反対しながら、民権で君権を廃止することにも反対した。梁啓超の基本的な主張は、民権は君権と対立関係にあるといっても、他方では、民権はある意味では君権に仰がなければならない。君権がなければ民権もまたありえない、というものである。このように、梁啓超は反「君権」でない立場を示すとともに、民権を擁護した。つまり、梁啓超の提起した民権の概念は相対性を持っていると言ってよい。

そういう梁啓超の認識は、先に少し触れたが、「古議院考」のなかで、既に示されている。「古議院考」は、西洋の富強の根源を議院に認め、議院を中国に設けるべきことを附会説的に説いたのである。故に「君権と民権が合すれば、情が通じる。議法と行法が分かれば、事が容易に成る」³⁴と梁啓超は唱え、そして、「今日、中国を強くしようとするならば、議院という制度を恢復するほかに何もない」³⁵と議院の設立を強く主張している。にもかかわらず、今すぐ議院を開く時期なのか、ということについては、梁啓超の答えは、「未也」である。国は必ず風気が既に開き、文学が既に盛り上がっていて、民智が既に成ってから、議院を開設すべきである。今日、もし議院を開くならば、それは国を混乱させる道である。故に、国を強くするには、議院を本とし、議院を開くするには、学校を本とする、と梁啓超は議院尚早論を唱える。ここで制度よりも民智を先にする梁啓超の観点が見られる。梁啓超はどのように専制制度を議院制度に変えるかを考える際に、特に民主啓蒙の重要性を強調したのである。のち、「民権を興す」という主張についても、同様のことが見える。議院を開くことは中国が富強になる道であるが、その前に、準備しなければならないこと

がたくさんあり、「学校」を興すことはその根本中の根本である。故に終始「興学校」、「開民智」を繰り返して呼びかけている梁啓超の考え方はもう言うまでもないであろう。

二、議院設立のより所—「與嚴幼陵先生書」と「論君政民政相擅之理」

1、「古議院考」をめぐる嚴復とのやりとり

梁啓超と嚴復の間に、実は1896年から書簡による交流は始まった。村尾進氏の考察によると、それは、光緒二十二年（1896年）年八月の書簡³⁶と、『天演論』の送付に言及した同年九月の書簡³⁷を挙げることができる³⁸。そして、翌年二月に、『時務報』における梁啓超の論説に対する批判と忠告を主旨とする、長い書簡が送られた³⁹。梁啓超は三月三日の康有為宛の書簡でこれに触れ、嚴復の忠告は全て分かっていることばかりであるが、彼の学問は真に精密深遠で、手紙中の言葉に脳神経を刺激されたものがあつた⁴⁰、と述べている⁴¹。そうしたやり取りの中で、その後の三月末から四月初の間に、「與嚴幼陵先生書」が作られ、嚴復に送られた⁴²。『天演論』に対する評価、「教を保つ」べきかどうかに関する討論など、書簡にはいくつかの議論が含まれているが、その中で最も議論されたのは、『時務報』第10冊に掲載された「古議院考」をめぐるやりとりである。

嚴復の批判の先は、主に「西政を言うのは、必ず古に推し、以てその従同の跡を求める」⁴³というような「附会説」に向いていた。梁の「議院はもともと中国の古代にある」という意見に対して、嚴復は「権」という概念に基づいてそれを附会とみなし、西洋の議院に対応するようなものは中国の古代になかった、⁴⁴と反駁した。ここで、注意すべきことは、嚴復の

言う「権」の概念である。「西洋の政治体制は、従来一君治民のモナーキー（満那棄）と世襲貴族共和政のアリстокラシ（巫理斯托格拉時）、そして、国民が政を取るデモクラシー（徳謨格拉時、公産、合衆）に三つに分かれる。デモクラシーはギリシア、ローマの歴史に明瞭に取ることができ、他の二つの制度と互いに興廃を繰り返した。当時の制度は未だ今日のように完璧ではないけれども、しかし、これこそが民主主義の濫觴である。進化は胚胎に始まり、成体に終わる。だから、今日、西洋に民主政治があるということは、中国といえば、夏、殷の当時に、その起点となるような種子を既に含んでいたことを意味する。逆に言えば、はなから、その種子を含んでいない君主制の国、例えば、中国では、幾万年幾億年進化しようとも、「権」力が君主から民に移ることはありえない、あなた（梁啓超）の論は、当を得ない」⁴⁵と、嚴復は梁啓超の附会論を批判した。

梁啓超は嚴復の「附会論」への批判に対して、「（附会）は我が国の虚驕の習慣であり、これを踏襲するつもりはないが、報刊において、一般人相手（中等人）に説く際には、こうやむをえないことであり、附会説の誤りは先生（嚴復）の指摘でますますよく分かっている」⁴⁶と自ら、嚴復の批判を受けている。にもかかわらず、その後、逆に嚴復の説に対する疑問を梁啓超は表している。

中国古代に民主がなかったのと同様に、ギリシア・ローマの時代にも民主がなかった、と梁啓超は述べている。民主の局はギリシア、ローマから始めると西洋の史書が書いてあるが、あれは民主ではない。春秋三世説に従えば、堯亂世は多君が政治を行い、昇平世は一君が政治を行い、太平世は民が政治を行う。凡そ世界は、必ず堯亂世・昇平世・太平世という順序に進むのであるから、政治のあり

方も多君、一君、無君という順になるはずである。多君には封建・世卿の二種類あり、（中略）西洋の古代は世卿に該当する。たとえ議院があったとしても、王族、世爵が代々その事を掌っていたのであるから、先生（嚴復）の言う「権」の観点から言えば、民権はここにはなく、民主にも、なお程遠い。いったん民権が生じてからは、君権に返るということはありえないから、民主の局は中国だけに止まらず、地球万国にこれまでなかったものである⁴⁷、と梁啓超は反論した。

西洋の固有な民主政治の萌芽は、ほかならぬギリシャ、羅馬の古代にある、とした嚴復の批判に対して、春秋三世説に基づいて、民主の局は地球万国にこれまでなかったものであることで、ただ、西洋はここ数百年、民気が大いに伸張し、勃興してきたが、しかし、中国これからも、民主の義を發揚すれば、数十年のうち富強という点で西洋に並び、百年のうちに文明に進むであろう。西洋と中国の差はただ先後関係に過ぎない、と梁啓超は自分の意見を述べたのである。

2、梁啓超と三世進化説—「三世六別」説の提出

梁啓超の早期の文章を見れば、彼は行論の中で、繰り返し「春秋三世説」を根拠に、自分の論を展開したのである。それでは、梁啓超はどのように三世進化説に触れたのだろうか、彼の履歴を見ると、彼の師である康有為の「三世進化説」理論との出会いを言及しなければならない。「三世進化説」は梁啓超が康有為から受け継いだ思想的土壌だと言ってよい。議論の出発点として、まず康有為の思想遍歴を説明することにしよう。

康有為（1858-1927）は、清朝末期に変法維新運動の指導者として知られている。この運動の学問的な裏づけは、公羊学とよばれて、

『春秋』についての解釈学の一つである。梁啓超と同じく広東省の出身である彼は、科挙の勉強にも、考証学風の経学に飽きて、仏教書や西学書を含む甚だしい読書を重ね、『新学偽経考』、『孔子改制考』などの著作を著した⁴⁸。一八九〇年には、廖平の影響⁴⁹を受けつつ、「新学偽経」の説を唱え始めた。「新学偽経」の説とは、後漢以来依拠してきた古文経書は、実は前漢末の劉歆が王莽の新王朝を正当化するために捏造した偽作であり、真に依拠するに足る経書は、前漢に通行したものの以後は忘れ去られた今文経書である⁵⁰、とする説である。のちこの説に基づいて著された『新学偽経考』は古文経書⁵¹は前漢末の劉歆の偽作であることを論証し、孔子を「改制教主」と見なす公羊学派の立場を主張しようとする書物である。ただ、この本の持つ意味は単に古文学派を批判し、経学における今文学派の立場を主張しただけでなく、正統派儒教の価値の根源を揺るがすという点にある。梁啓超の言葉を借りると、「清朝学術正統派の立脚点は根本から動揺し、(中略)一切の古書は全て新たに調べて評価しなおさねばならなくなった」⁵²。

「新学偽経」の説は、儒教の再解釈によって、変法運動を理論的に正当化しようとする康有為にとって、彼の政治理論の核心となるものであった。康有為の儒教の再解釈は、「新学偽経」の説を出発点としていると言って良い。更に進んで、康有為は、彼が考える儒教の内容を自分なりに解釈した。この点に関する康有為の主張の核心は、孔子を改革者と見なす「孔子改制」の説にある。「それまでの儒教の常識に従うなら、聖人君主の作った理想的な社会秩序は中国の上古に実在し、儒教経書とは、乱世に生まれた孔子が理想的秩序の衰退を悲しみ、その記録を編纂したものであった。つまり、孔子はあくまで編纂者として経

書に関わったことに過ぎないと見なされてきたのである。しかし、この「常識」を、康有為は覆した。彼の理解によれば、儒教経書のとく上古の理想秩序は孔子が作り出したフィクションに他ならず、経書は自らの理想的な未来像を提示するために孔子が著したものであった、事実の記録では決してない⁵³。康有為によれば、今文経書の『春秋公羊伝』の微言大義の解読によって、孔子の描く理想的未来像は得ることが可能で、そして、人類は「捩乱世」「昇平世」「太平世」という順序で発展する。康有為は、人類は孔子の予言通り、この「三世進化」の説の路線に沿って進み、西洋諸国は当面この路線に先に進行したが、しかしながら、中国は変法を通じて、「三世進化」の正しい軌道に乗ることができると信じている。

梁啓超は康有為の弟子として、この「三世進化」の説に深く影響されるのが予想される。梁啓超の多様な改革論を一貫して基礎付けたのは、康有為の「三世進化」説であった。例えば、学校制度の整備の主張や、科挙制度改革を求める主張などが挙げられる⁵⁴。特に、注目し値するのは、梁啓超は彼の師である康有為の「三世進化」の説を更に発展し、1897年10月6日の『時務報』に掲載された「論君政民政相嬗之理」と題する論評に、政体の進化に関する「三世六別」説を提出したことである。彼は、政治改革の基本的な方向を、次のように説明する。「天下を統治する形態には三世の段階がある。第一に、多君が政治を行う世、第二に、一君が政治を行う世、第三に、人民を政治を行う世である。多君の世には更に二世の別があり、第一に酋長の世、第二に封建及び世襲貴族の世である。一君の世にはまた二世の別があり、第一に君主(専制君主)の世、第二に君民共主(立憲君主)の世である。民政の世にもまた二世の別があり、

第一に、総統のいる世、第二に総統なきの世である。多君は拋乱世の政治、一君は昇平世の政治、民主は太平世の政治である。この三世六別は地球に人類が出現して以来の年数の長さに対応するものであり、まだその段階に達していないのにそこまで飛び越えることはできないし、既にその段階に達すれば、無理にそれ以前の形態にとどめておくことはできない⁵⁵のである。この引用からみて、梁啓超は人類史の歴史的必然として政体の進化を理解した。したがって、これらの諸政体は段階的連続的に展開されるものであって、そこに決して飛躍や後退はありえないとされるのである。

梁啓超は三世説を解釈する際、最も進化要因である「智」を重視した。「吾これを聞く、春秋三世の義、拋乱世は力を以て勝ち、昇平世は智力相勝ち、太平世は智を以て勝つ⁵⁶」と述べているように、人間の智的進歩が歴史を動かす要因であり、人類の野蛮状態から文明状態への変化の要因であるとする梁啓超の考えが読み取れるであろう。彼によれば、世界は今や「太平世」実現の方向に向けて進み、現に欧米諸国の一部は、「太平世」の政治制度である「民為政」を実現しているが、中国の場合、未だ一君為政の世（君主の世）の段階にあると見なされる。梁啓超の認識では、当時の中国は第二世の「君主の世」（君主専制）から「君民共主」（君主立憲）への過渡期にあった。そういう認識の下に、梁啓超は立憲君主制の実現を目指す変法維新運動の政治運動を展開するよう取り組んでいる。

さらに、梁啓超は「民為政」を「民主の局」とも言っているが、彼によれば、政体の変遷については、政体の赴くところは民為政であるが、民為政あるいは民主という制度は必ずしも民権とは一致しない⁵⁷。国の強弱は結局民主による、民主も固より当然の事であ

る。君主とは何か、私である。民主とは何か、公である。しかしながら、公は固より人治の究極の法則だが、私もまた人類が生存する為の拠り所である。公と私は、そのどちらかに偏るわけにはいけない。これもまた物の道理として動かさないことである。（中略）中国では今全く閉ざされ、民情もまったくバラバラという状況の下、それを疎通しようとするなら、まず結合しなければならない。（中略）例えば、民主はもとより時局を救う善因だが、ただ現在は民の義がまだ講じられていないので、むしろまず君権を借りることによってそれを移行していくほうがいい⁵⁸、と梁啓超は述べている。ここで、君主（私）－民主（公）という対項に、私である君主と公である民主のどちらかに偏向せず、その結合を目指している梁啓超の考え方が見られる。だが、民主はいい方法ではあるが、今の中国の現状に向いていないので、むしろ君権を借りて移すほうがいい、と梁啓超は主張している。つまり梁啓超は『春秋』の公羊三世説に基づく三世六別の歴史発展法則を根拠とし、中国もまた「民為政」（民主の政治）が将来実現される必然性を主張した上で、一君為政の段階にある現在の中国は、民権と君権の結合が必要であると考えた。

三、湖南時務学堂への赴任—民権に心酔する

1、梁の赴任前後の背景

日清戦争の敗北を機に、中国の弱さを目撃した帝国主義列強は、一斉に中国への侵略を拡大し、勢力圏を獲得するための競争が激しくなった。特に一八九七年冬にドイツが膠州湾を占領した事件をきっかけに、中国は列強による分割の危機に直面し、いかに分割の危機から脱するか、という問題が、有識者の間

で盛んに議論された。梁啓超が湖南時務学堂に赴任する時はちょうどこのような時であった。そういう背景に、梁啓超は1897年11月(光緒二十三年十月)、上海の『時務報』を離れて、湖南の時務学堂の招聘に応じて、総教習として赴任した⁵⁹。

湖南はもともと守旧と称しているが、日清戦争の敗戦によって、他の地域と同様、士大夫層の間に危機感が高まり、同時にそのころ湖南では、巡撫陳宝箴、学政江標、その後任徐仁鑄⁶⁰、按察使黄遵憲を中心とした変法運動に共鳴し、理解を持つ官僚が相次いで着任したことによって、それに湖南の紳士譚嗣同、熊希齡等と呼応し、革新の気運がいつそう促進されるようになった。湖南時務学堂は1896年(光緒二十二年)王先謙⁶¹らの郷紳によって中体西用を旨とし、中学のみならず、洋務的な西学の修得をも標榜して設立されたものであった。この学堂は熊希齡が運営責任者となって、中文総教習に梁啓超を、西文総教習に李惟格⁶²を招いたので、教育内容は康有為の万木草堂に近いものになり、公羊学や、大同思想を講じ、「西学」も科学、技術に限らず、西洋の政治思想を語り、民権を論じた。さらに、講義の内容は民族問題にまで及び、「密かに『明夷待訪録』、『揚州十日記』等の書物を印刷し、秘密に配布して、しきりに民権革命を唱えた」⁶³。そうした時務学堂の教育は湖南の青年たちに強烈な刺激を与え、変法運動の高まりと共に、その影響は学堂の外までに広がった。そのことは王先謙、葉德輝⁶⁴をはじめとする湖南の保守的な郷紳層をも刺激し、やがて変法運動に対する敵対勢力を結集させることとなった。

ところが、梁啓超が総教習に赴任して以来、時務学堂の教育方針を変えた。梁啓超自身の言葉を借りると、「当時、我々は当に民権革命論に心酔し、日夜これを互いに鼓吹し、箇

記や批評は殆どがそういう内容を宣揚するものである」⁶⁵、さらに「我々の教育法には二つの旗幟があった。一つは陸王派(陸象山、王陽明)の修養論であり、一つは『公羊伝』などを借りた民権発揚の政治論である。(中略)正月の休暇で学生達が帰省し、我々の「怪論」を宣伝しだすと、大きな反動が巻き起こった」⁶⁶。のち、梁啓超らが時務学堂で宣伝した民権論は湖南の守旧派に強く非難され、戊戌政変を引き起こす原因となった。

2、変法の基礎理論

梁啓超の心酔する「民権論」を理解するために、議論の展開上、先ず康有為、梁啓超らによる変法派の理論を簡単に述べ、彼らの思想形成の一端を概観しておく。変法運動を支えた理論といえば、それは公羊学と結合した大同思想、それに西洋から輸入された進化論と言えよう。先に既に述べたように、康有為は『新学偽経考』(1891年、出版後まもなく発禁)、『孔子改制考』(1897年)を著した。その二つの著書が巻き起こした反響は大きく、梁啓超は『清代學術概論』の中で、これらを台風、火山の大噴火に譬えたほどであった。康有為は儒教そのものの抜本的な解釈を通じて変法を正当化しようとする。変法運動の理論基礎は康有為の儒教再解釈とも言うべきである。

後漢以後の儒教が依拠してきた古文経書は実は偽書であり、真の儒教経書は前漢の時代に行われた今文経書以外にない、と康有為は『新学偽経考』の中で主張した。さらに進んで、『孔子改制考』において、康有為は今文経書の『春秋公羊伝』の「微言大義」の解読を通じて、孔子の描く理想的な未来像を得ることができると言い、人類は「抛乱世」→「昇平世」(小康)→「太平世」(大同)の三つの段階で進化する⁶⁷と述べている。つまり、孔子

の改革の理念を理解するために、今文経書、とりわけ『春秋公羊伝』に求めるべきである。孔子は素王として、百世を救う制度文物を創作し、太平大同の理想世界へたどり着く道を予言したものであり、このような微言大義を汲み取って、今日の政治の中で実現することこそ、中国の危機的状況を打開する唯一の方策であると⁶⁸、康有為は信じた。そして、今文学派は、古文学派と違って、経書、とりわけ『春秋』を単なる歴史記述と見ず、「改制」の理想を説いたものと考え、「制を改める」ために「古に託する」ことが必要だったのは、「改制」のよりどころを古に求めることによって、現実に対する批判に根拠と説得力を与えようとする意味があった⁶⁹。梁啓超は、康有為の改制という言葉の意味を、「一種の政治革命、社会改造の意味である」⁷⁰と説明している。

このように、康有為は「三世進化説」と大同思想を結合し、一種の発展段階説である進化史観を形成した。康有為の見るところ、世界の現状は、国際において、諸国家間の武力紛争が絶えないという点でいまだ「捩乱世」の性格を色濃く残しているものの、国内政治について言えば、中国の場合には、「三世進化」の過程で明らかに遅れている、故に、変法とは、遅れていた中国を改革する作業である⁷¹。康有為は当時中国におかれた段階を昇平の過渡期と見て、「大同の世」つまり「太平世」に至るために、変法が必要であることを説いた。こういうふうには「三世進化説」は、変法運動の基礎理論として提示された。

一方、進化論は、日清戦争後、亡国の危機感が高まった時期に出版された嚴復の『天演論』によって急速に普及された。「優勝劣敗」「弱肉強食」を説く進化論は、当時中国がおかれた国際環境の状況を説明するのに最も説得的な理論枠組みを提供した。「優者」の

み存続できるのだから、自ら優者にならないと淘汰される。それゆえ、こういう競争の社会で存続するには、抜本的な改革が必要であるという危機感を抱く多くの中国人は、危機に対処する方向を社会進化論によって与えられ、そして、その救国と変革の必要性を自覚するようになった。そういう役割を担った進化論は「三世進化説」と相俟って、変法運動の理論根拠になっている。

3、湖南時務学堂の教育方針

湖南時務学堂の教育方針について、先に既に触れたが、実は、梁啓超は湖南へ赴任する前から、それを定めていた⁷²。したがって、授業において梁啓超が急進だったのは、決して偶然ではなかったのである。梁啓超の友達である狄楚青先生⁷³、名は葆賢、の記した一文において、次のような内容がある。「任公丁酉年（1897年）の冬月（十月）、湖南の時務学堂に赴任しようとしていた時、同人たちと〔教育〕の進め方の主旨について話し合った。第一は漸進法、第二は急進法、第三は立憲を本位とすること、第四は徹底改革によって、民智を開き、種族革命を本位とすること、である。当時、任公は第二、第四の二つの主義を強く主張した」⁷⁴また、時務学堂に行くなら、どういう授業をするのか、どういうふうに授業を進めるのか、という授業の内容と方法について、湖南に行く前に、梁啓超は既に一定の準備をした。そういう梁啓超の準備の様子を映し出しているのは、梁啓超が陳三立と熊希齡に宛てた書簡である。

「伯巖（陳三立）⁷⁵、秉三（熊希齡）両兄：使いの者からお手紙を拝受しました。懇切に丁重にして深甚なるお言葉、恐懼に堪えません。本来、今月（十月）の三日に出発の予定でしたが、穰兄（汪康年）が一琴（李惟格）を数日引きとめたために、七日に（一琴）と

一緒に出発することにした。たぶん十五日前後には湖南に着くはずです。分教習はぜひとも自分で選ばせていただきたい、そうしてはじめてこちらの思い通りに働いてもらえますから。超がみた広雅書院と両湖書院では、どちらも分教習と総教習との間がうまくいっておらず、殷鑑とすべきです。それゆえ、超は当初、講義の便のために湖南で分教習を求めつもりだったが、近頃よく考えてみると、それは必ずしも適当ではないという気がしたため、分教習として選ばれたのが韓孔庵君、名は文挙、葉湘南君、名は覺邁という人で、彼らと一緒に赴く予定をしています。超の考え方では、学堂と書院の両方の長所を兼ね備えることとし、西洋語をあわせ学ぶ者を内課として学堂のやり方で教えて、中国の学問だけを学んで西洋語を学ばない者を外課として書院のやり方で教えていくつもりです。(中略) [学堂の] 章程 [規約] と功課を大雑把ながら作ってみましたので、湖南到着後に御指正下さるようお願い申し上げます。(後略)]⁷⁶

この書簡を読んで分かるように、梁啓超、李惟格両者を招聘するにあたって、陳三立、熊希齡は熱意を持っていた⁷⁷。が、その時、梁啓超の条件は、自分から分教習を選ぶということであり、結局分教習に選ばれたのは、いずれも康有為の門下で、韓文挙、葉覺邁である。熊希齡は「上陳右銘中丞書 [陳右銘中丞に上る書]」のなかで、梁啓超の赴任前後の状況を述べた。「思いますように、昨年 (光緒二十三年)、学堂を創設した際、梁卓如を教習に招聘いたしましたのは、公度觀察 (按察使代理黄遵憲) がその端を發し、江建霞 (江標)、鄒元帆及び希齡と伯巖 (陳三立) が皆それに賛成し、続いて張雨珊 [張祖同]⁷⁸、王益吾 (王先謙) も彼らを推奨しました。(中略) 分教習の招聘する件について、卓如は湖南へ

の招聘を受けるとすぐ手紙を寄越し、伯巖および希齡との間で、よく連携するために、また派閥にとらわれた偏見を避けるために、中国の学問 (中文) の分教習は、中国の学問の総教習が、西洋語の分教習は、西洋語の総教習がそれぞれ招聘すべきであると取り決めました。学堂の規定や課程において、いかなる書を読むべきか、いかなる学を学ぶべきかについては、卓如 (梁啓超) が湖南に到着するや否や、その条目を定め、各官、各紳士に送付しました。彼らは持ち寄って話題にし、皆それでよしとしたのです。卓如はこの指導法に従ったのであって、希齡一人が許可したわけではありません」と⁷⁹。この手紙において、熊希齡は、「皆賛成之」、「群以為可行」ということを強調したのである。そもそも湖南時務学堂は、光緒二十二年 (1896年) 12月のころ、王先謙らによって設立を申請された。王先謙は当時比較的の開けた態度を取り、熊希齡らにはほぼその歩調を合わせていたのである⁸⁰。この書簡から見て、熊希齡は陳宝箴に言いたいのは、時務学堂の教科書と科目の選択については、梁が勝手に決めたのではなく、自分も勝手に決めたのではなく、皆の意見を聞いてから実行したということであろう。

こういうふうには、事前に制定された教育方針に基づいて、梁啓超が時務学堂において、急進法を取り、種族革命を主張したのである。後年、『報界歡迎会に莅んでの演説の辞一言論界における私の過去と将来』 [1912] に「蓋し当時、私は学生に向かって、ただ単に民権に心酔するのではなく、民族感情をも憚らず語っていた」と述べているように、梁啓超の反満、排満の感情が見られるとあってよい。

4、「時務学堂課芸批」と「学堂日記」—梁のコメント

梁啓超は当時、言論の方面について、例え

ば、民権、平等、大同の説を提唱したことや、保国、保種⁸¹、保教の主義を展開したことについては、『時務学堂遺編』⁸²に収める、学生の笥記〔読書ノート〕に対する批評が参考になる。これらの批評はのち、王先謙、葉德輝を中心とした湖南の守旧派の厳しい非難を招いた。残念ながら、『遺編』に収められるものは、既に当時の言論における最も急進的な部分が削除されていたので、ここでは『翼教叢編』⁸³に収められている幾つかの条を挙げ、梁啓超の広い範囲における民権に関する議論をすこし窺おう。

(1)「今日、変化を求めようとするなら、必ず天子の降尊から始めなければならない。まず拝跪の礼を改めるということをせず、上下そろって相変わらず虚文〔虚飾〕に習んでいるために、ややもすれば外国に笑われることになる。(『翼教叢編』五、六頁に引く「時務学堂課芸」の梁批〔梁啓超の批評〕)

(今日欲求変化必自天子降尊始、不先變去拝跪之礼、上下仍習虚文、所以動為外国訕笑也。)

(2)『春秋』は大同の学であり、いたるところ民権を主張している。六経の内の民権についての箇書を編集すれば、一冊の書物になるぐらいであり、偉観ともいべきものである。(同上)

(『春秋』大同之学、無不言民権者。盍取六經中所言民権者、編輯成書、亦大観也。)

(3)「屠城、屠邑〔都市の破壊、虐殺〕は、すべて後世の民賊〔民に害を与える者〕の仕業であり、『揚州十日記』を読むと、とりわけ大いに憤りを覚える。それゆえ、この殺戮世界は急ぎ公法⁸⁴〔万国公法〕によって収めない限り、人類は滅びるかもしれないことが分かる」(『翼教叢編』五、八頁に引く「時務学堂日記」の梁批)

(屠城、屠邑皆後世民賊之所為、読『揚州十日記』尤令人髮指眦裂。故知此殺戮世界非急以公法維之、人

類或幾乎息矣。)

(4)「万国公法では、人の国を取ろうとすれば、必ず其の民心大いに従い、そして後にその国を我が物とすることができる。ゆえに民権を興すものは、断じて亡ぶべき道理がない」(『翼教叢編』五、八頁に引く「時務学堂日記」の梁批)

(公法欲取人之国、亦必其民心大順、然後其国可為我有也。故能興民権者、断無可亡之理。)

(5)「議院は西洋に創造されたものとはいえ、実は我が五経、諸子、伝記にその意を持つものが多い。君統甚だ長く、敢えて言う人がないのが惜まれる。」(『翼教叢編』五、九頁に「時務学堂日記」の梁批)

(議院雖創于泰西、実吾五経諸子伝記、随挙一義、多有其義者、惜君統太長、無人敢言耳。)

(6)「二十四朝の中で、孔子の王号に当たりうる人はない。時には数人の覇者がその間にうまれてはいるけれども、そのほかは皆民賊である。」(『翼教叢編』五、九頁に引く「時務学堂日記」の梁批)

(二十四朝、其足当孔子王号者無人焉。間有数覇者生于其間、其余皆民賊也。)

(7)「衣服は末事であるけれども、人身に切なる事最も近い。故に変法は先ず衣服を変えないものはない。これが変えられれば、変えることのできないものはない」(『翼教叢編』五、八頁に引く「時務学堂日記」の梁批)

(衣服雖末事、然切于人身最近、故変法未有不先変衣服者。此能変、無不可変也。)

以上の七条はいずれも時務学堂の学生の笥記〔読書ノート〕や日記に対する梁啓超の批答である。残念ながら、『翼教叢編』に収められる諸カ条には、学生の誰かがどのような質問をしたのかは、明らかにしなかった。故に、質問者と質問の内容はわからないのである。にもかかわらず、それを通して、我々は梁啓超の考えをたとえ一部分であっても、

窺うことができる。

ここで提示しておくべきことは、時務学堂における梁啓超の民権宣伝は、実は、君主専制への批判と表裏一体の関係にある、という点である。梁啓超はここで、民族の危機を救おうとする熱意や、封建君主専制に対する憤りを民権の宣伝によって、集中的に表現した。これらの批評からは、専制の廃止・議院の開設・民権の興起という維新派の意向が窺われる。第(1)条と第(7)条における、拝跪の礼を改める、衣服を変えるという梁の主張は、君臣の尊卑を唱える「君臣の綱」に対する批判であり、政体の変革という意味も込められる。第(2)条と第(4)条からは、民権を儒家経書の記載に結びつけて、民権の宣伝を正当化する梁の意図が窺える。第(3)条と第(6)条は、民権と排満の宣伝をかねたものと考えられる。いずれにせよ、これらの批評からすれば、時務学堂を中心に、君主専制を攻撃することによって、維新の人材を養成し、湖南に民権を基盤とする新政の展開をしようとする梁の構想は明らかとなったのである。

近代西洋の思想を中国に取り入れるとき、それを正当化するために、中国の知識人たちがよく利用したのは「附会」の理論であった。「附会論」とは、外来の事物を中国の固有のものとして結び付けることによって、その導入を正当化する論理をさす。時務学堂における民権の宣伝は、特に第(2)条からすれば、まさにこの論理に基づいて展開されたのである。梁啓超にとって、民権というものが、そもそも「『春秋』の至るところにある」ものであり、中国自身が備わっていたものである。そのゆえ、彼は民権を説明するのに、しばしば儒家経書の『孟子』を引用する。例えば「孟子言う、民を貴しと為すと、民事緩むべからず、故に全書言うところの仁政、言うところの王政、言うところの不忍人の政、皆以て民

のためにするなり。泰西諸国の今日の政は、殆ど是に近し。わが中国孟子の学の絶えたるを惜しむなり」⁸⁵と述べているように、梁は儒家の民本思想と西洋の民権思想の類似性を指摘し、「民権」の源流が古来中国に存在すると認識している。

『翼教叢編』に収められる以上の諸カ条は、梁啓超の批答を収録しただけで、その日記や読書ノートを書く学生を明らかにしなかった。一方、『時務学堂遺編』に収録されたものには、質問者を明確にした場合がある。例えば、時務学堂の学生である張伯良の劄記に対する梁の批答には、こういう内容がある。「凡そ権利と智慧はお互いに依存するものであり、一分の智があれば一分の権利がある、百分の智があれば、百分の権利がある。それは少しも見逃すことが出来ない。一国の自立を求めようとするれば、必ず先ず国民の智を一国の政治を行なわれるレベルに上げさせなければならない、而して後に、一国の自立が可能になる。今日の中国における最大の患いは「民智不開」ということである。民智が開けず、人材も不足し、たとえ権利を与えられても断じて(国)を守ることができない」⁸⁶ここで、梁啓超は権と智とを結びつけて、民権を興すために、まず民智を開くことを第一義に考えなければならないと主張した。これは先に列挙した第(4)条とあわせて考えると、民智を開くことによって、民権を興すのは、亡国するのは道理上においては、断じてないという梁の考えを窺うことができるのである。

更に、時務学堂の学生である蔡良寅(鏗)の質問(孔子大一統所以泯殺機也。今日賢士大夫欲督其督、郡其郡、邑其邑、無乃與夫子大相刺謬乎?)⁸⁷について、「古今の万国が強盛になる所以は、多くの小さい国を合わせて一つ大きい国としない者はない、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、オーストリア

ハンガリー帝国、日本、スイスという国を見れば、皆そうである。昔、お互いに争って弱かった国も、今日一つに合すれば強国となる。孔子の大一統の意味は正にここにある。アメリカ、日本などの諸国が行った各事を見ると、皆数種の大きな政事は政府に任せて実行してもらい、たとえば、海軍、陸軍、刑律、交渉など、それ以外の地方の各公務は各地方に行わせ、政府は干渉しない。それは最も善い方法である。が、中国の場合は正反対である。例えば、海軍の類は一者に帰すべきであるが、然るに、南洋（水師）と北洋（水師）は各自勝手に振る舞い、互いのことを顧みない。一件の窃盗事件のようなものは、州県で審理すれば十分であるが、朝廷まで審理することになるのは、どれだけおかしいことであろう。しかし今日に至っては、尚且つこのような方法をあわせ用いても整頓することができず、故に、中国は単に十八の国に（筆者注：当時中国には十八の省がある）なるだけではなく、四万万（筆者注：当時中国の人口は四万万人、つまり四億人がある）の国になるわけである。国権の喪失は、これ以上の者はない。政府も既に望むべくもなく、則ちやむを得ず、督撫と州県に望むのである。仮に一省、一府、一県の整頓があれば、そのほかの省、府、県はまた万が一の望みがないわけではない」と梁啓超は答えた。国権の喪失、そして分割、亡国滅種の危機に面して、さらに「政府も望むべくもない」という現状において、いかに中国をその窮地から救うかということについて、梁啓超は、中国は西洋を学び、地方の督、撫、州、県にもっと自治の権力を与えるべきである、と主張した。

続いて、李沢雲の質問⁸⁸に対する「国と国の間がお互いに通じれば、文教がますます盛んになる。必ず国界を破り、而して後に大同と言うべきである。（国與国相通、則文教愈

盛。必破国界、而後可言大同）」⁸⁹という梁啓超のこのコメントは、葉徳輝に最も非難されたものである。「康梁を非難するものは、概ねその民権、平等、改制の説を攻撃するに止まる。私によれば、康と梁の誤謬は、とりわけ「種を合して教を通ずる」という諸説にあると思う」⁹⁰「近世、時務を唱えるものは、必ず夷夏の防を破ろうとし、中、外の教を合すると欲する。それについては、私は断じて賛同できない。」⁹¹と葉徳輝が攻撃したように、当時、その時務学堂の講義は、湖南における新旧対立の端を開いた、といっても差し支えない。そして、攻撃の焦点となるのは、康有為の改制の説と共に、大同の説である。葉徳輝らからすれば、梁啓超の講義は、全くその師康有為の説に基づくものである。梁啓超が説を立てるより所は、西学ではなく、実は康学に過ぎない⁹²。梁啓超がその師である康有為の大同思想を宣伝することは、湖南の保守派の代表である葉徳輝からすれば、到底容認できないことである。

後年、梁啓超は、いかに民権に心酔したかについて、「啓超は毎日四時間教室におり、夜は学生の笥記を批評し、毎条に千言に及ぶ者があり、しばしば夜を徹して寝る時間もない有様であった。主張するところは当時一派の民権論であり、また多く清代の故実について語り、失政を挙げ、盛んに革命を唱えた。學術を論じては、荀卿より以下、漢唐宋明清の学者を完膚なきまでに攻撃した」⁹³と述懐する。この述懐を通じて、我々は当時梁啓超の思想の激しさを窺うことができるであろう。だが、この時期の梁啓超のいう民権論について、留意すべきことは、当時梁啓超が鼓吹した民権論は孔子改制と大同を前提とするべき民権だということである⁹⁴。湖南時務学堂では、孔子改制と大同の説が盛んに鼓吹された。そして、『公羊』、『孟子』を教える⁹⁵という大

同と改制を旨とする講学の方針からすれば、先に列挙した諸カ条は、大同があり、時政に関する批判もその間に現れる。梁啓超の学生の劄記に対する批評、即ち学生との間の答問の内容も予想されるであろう。更に、梁啓超の民権の主張は、いずれも時務学堂の内部に留まり、その内容が世間に知られたのも、梁啓超が公に宣伝したからではなく、帰省した学生の手によって社会に流布されたからなのである。

四、「今日策中国者、必興民権」—— 湖南の自立を説く

1、権は智より生ずる

梁啓超は湖南時務学堂に赴任して約一ヶ月後の、1897年12月14日に、湖南巡撫陳宝箴に書を送って（「上陳宝箴書」）、湖南の自立を説いた。その言うところによれば、「今日は变法以外に決して図存の道はない。しかも变法の事を政府当局に望んでも不可能である。今日の計をなすには、必ず、腹地の一、二省を自立させ、その後中国の一線の活路がある。督撫に自立を説くのは大逆無道、狂悖の言であろう。しかし、時局はこのようにせざるをえない段階に来ている。竇融、鄭成功にならうべきである。湖南は陳宝箴の下に黄遵憲、徐仁鑄というような人材がいて、天が殆ど湖南を自立させ、中国を存立させようとするが如くである。ドイツの膠洲湾占領の禍がやまないならば、今年にも分割の形勢にあり、何も言うことはない。もし五年の余裕があるならば、湖南は或いは滅びないであろう。ただ一省を取めるのと一国を立てるのでは、その規模条理は絶えて異なる、陳宝箴に自立の意があるならば、自分の意見を述べたい」⁹⁶というものである。このように、膠洲湾事件を契機として、梁啓超は湖南の自立を陳宝箴

に説き、将来のことを考えて、準備すべきことを進言したのである。

続いて、梁啓超は1898年1月に再び陳宝箴に「論湖南応辦之事」⁹⁷という書を送って、民権の伸張を湖南で具体化する方策を論じた。彼は「今日中国を策するものは、必ず民権を興すという。しかし民権は旦夕でできる者ではない。権は智より生ずる。一分の智があれば一分の権があり、六七分の智があれば、六七分の権があり、十分の智があれば十分の権がある。（中略）権と智は不即不離の関係にある。昔、民権を抑えようとするには、必ず民智を塞ぐことを第一義としてきたが、今日、民権を興そうとするならば、必ず民智を広めることを第一義としなければならない」⁹⁸と論じ、民権を興すために、民智を開くことが急務であると主張した。そして、さらに、「一に民智を開き、二に紳智を開き、三に官智（官吏の智）を開く。この三者こそが一切の根本である、」⁹⁹と梁啓超は民権を興す方法を具体化した。

民智、紳智を開くことは、民権、紳権を興すことを目指している。言い換えれば、民智、紳智を開くとは、民権、紳権を伸ばすことと表裏一体の関係に立っていると言えるであろう。主として時務学堂を中心に民智を開き、南学会を中心に紳智を開こうとするのが、おそらく梁啓超の構想である。「湖南の自保を望まなければそれまでであるが、もしそれを望むのであれば、六十余の州や県の風気を同時に開き、民智を同時に啓き、人材を同時に育成しなければならない。（中略）三年のうちに議論が悉く変わる」¹⁰⁰。そのためには、「湖南全省の書院においては、官課、師課は改めて時務を課し、時務学堂に外課を設ける」¹⁰¹ことが必要である。このように、時務学堂は民智を開き、結果的民権を伸ばすことに主眼を置いている。

時務学堂を中心に民智を開く一方、梁啓超は紳智を開くものとしての南学会の設置を構想した。彼は言う。「民権を興そうとするのは先ず紳権を興すべきである。紳権を興そうとするのは、学会を拠点とすべきものである」¹⁰²と。湖南で実際に紳智を開き、紳権を興す拠点となるべきものとしては南学会である。ところで、杜錫健は、梁のいう紳権と南学会について、次のように説明している。「彼（梁啓超－筆者注）のいう紳権とは、主に都市と農村で一定の資産と学識を持つインテリ－集団の権利を指す。そして紳権を興すことは、学会を通じて、彼らの政治面における役割を發揮させようとするものである」¹⁰³。南学会は、民智・民権を開く前段階として、まず紳智を開き、紳権を伸ばす場として位置づけられた。学会と称してはいるが、実質上は地方議会の機能と規模を備えるようになり、湖南の新政や自治を推進する機関ともなった。梁啓超は、南学会は湖南の風気を大いに開き、湖南全省の新学の起点となった、と評した。そして、紳権を民権の具体的な内容と定義している梁啓超は、紳権を興す道として、「故に、三代以上、悉く郷官を用う。兩漢郡守、本郡の人を持って之を為すを得。而して功曹掾史、皆它郡の人を用うるを得ず。此れ古法の最もよき者なり。今の西人、是に如くは莫し」¹⁰⁴と述べ、中国古代の郷官制の復活を提案する。彼はまた「万事を新しく改めようとするれば、自ずと上下の事情に通ずることから始める。上下の事情に通じようとするならば、必ず古意に復し、西洋のものを取り入れて、郷権を重視すべきである」¹⁰⁵と言い、郷紳層の地方行政に参与することを主張した。

しかしながら、行政の権を握るものは官僚である。梁啓超は民権の伸張について、紳と共に官の協力を期待している。「今日民智を

開き、紳智を開こうとしても、官の協力に手を借りなければならぬものが甚だ多い」¹⁰⁶、故に「官智を開くこともまた万事の起点となるもの」¹⁰⁷であって、官の教育の機関として提唱されるものは、課吏堂の設立である。このように、官智を開くことは、民智、紳智を開くことと共に、「一切の根本」である。この三者よって、新政の障碍は除かれ、新政に協力する体制が可能となる。

当時中国は分割の危機に直面し、中国が「自振自保」することこそが、分割を防ぐための唯一の道であった。しかし、中国はあまりにも広く、積弊を久しく持っているので、直ちに風気を新たにすることが困難である。故に数省がまず規模を備え、そして他省に及ぼすならば、中国を保全する事は可能であろう、という梁啓超の考えが窺われる。しかし、「政府も望むべくもない」という現実に、「変法しなければ、決して存立の道がない」¹⁰⁸、ゆえに「中国の内陸に自立可能な省を確保しなければならない」¹⁰⁹、それは「中国の一つの活路を見出すことが出来る」¹¹⁰と梁啓超は湖南の自立の説を打ち出した。ここで梁啓超の言う「興民権」というのは、単にスローガンだけではなく、民権を興すために、民智を開き、紳智を開き、そして更に官智を開くという具体的な方策を出したものである。その努力により、湖南省の各地で、維新変法の気運が急速に高まった。

2、梁啓超における紳権と民権

先に引用した「論湖南應辦之事」の中に「民権を興そうとするのは先ず紳権を興すべきである」という梁啓超の民権に関する考えに対して、日本の場合、例えば、坂出祥伸氏や大谷敏夫氏によれば、梁啓超の言う民権は基本的には紳権に限定し、人民を対象にいない¹¹¹。一方、中国において、例えば、王先

明氏や董正華氏の考えでは、民権は紳権の理論前提で、紳権は民権の具体的内容である。紳権を興すのは民権を興すことの一段階である¹¹²。梁啓超は文中、「紳権」を言う場合、紳のことを郷紳と呼んだり、紳士といたりする。「郷紳と紳士の間に多少の違いがあるが、(中略)現職の官吏ではない」¹¹³というのは共通している。「紳智を開くことは何であるか?民間は地方公事がどういふことなのか分からず、一切の条理、皆悉くよく知らず、而して突然権を授かって、自ら対処することは、あたかも幼児が、コップと箸を与えられ、自力で飲食するようである。それは必ず不可能である。故に先ず民の優れた者(民之秀者)に公事を行わせる。(中略)何ゆえ紳士を用いるのか?紳士は民間の状況をよく知っているからである」¹¹⁴と梁啓超が自ら述べたように、郷紳、或いは紳士は現職の官吏でないという点に民に等しく、民間の事情に明るいと梁啓超の考えが見える。彼によれば、郷紳、あるいは紳士は現職の官でない以上、「官」に対する民であり、故に、民権を興すために、一般民衆の政治的自覚がまだ養成されていない現状のもとでは、先ず「民之秀者」である郷紳或いは紳士の権を興すのはごく自然のことである。つまり梁啓超の意識の中で郷紳、或いは紳士は「民」に対する存在というわけではなく、「民」に内包されるものとなる。戊戌政変以後に「政変以後、全ての新政が廃止されたが、ただ保衛局は紳民の支持をもらって、廃止に至らなかった。これも民権の一利益である」¹¹⁵と彼が言ったように、梁啓超のいわゆる民権には、「民」の中に「郷紳」層が内包されると同様に、その民権のなかに「紳権」も包摂されると考えられる。

梁啓超は民権を唱えるとき、一般の民衆を対象にしないというわけではなく、逆に人民全体に対して民主を啓蒙し、民智を開くこと

によって、民衆自身の政治自覚を促すことを期待している。その過程で、まず紳士或いは郷紳が政治に参加することによって、徐々に一般民衆の政治自覚を促し、やがて彼らが自ら政治の主体となることを望むようにしたいという梁啓超の考えが窺われる。従って、梁啓超のいう紳権はある意味では民権の構成部分である。先に述べた坂出祥伸氏などの「民権は紳権に限定し、人民一般を対象に置いていない」という一般人民が民権の中から除外される見解は、ある意味では妥当ではないと思われる。他方、中国の学者の場合、たとえば王先明氏は梁啓超の民権の実質を、特に一般人民が民権の範疇に入れるかどうかは明確にしていけないようである。梁啓超の「民権を興そうとすれば、先ず紳権を興すべきである」という主張において、紳権は民衆が徐々に政治に参加する過程において必要な踏み石のような存在だと思われる。このように、梁啓超にとって、民権を興す過程は漸進的な過程で、先ず「民之秀者」の紳士の権を伸張し、そして人民一般に拡大する過程である。故に四民の代表で、救亡図存の中堅である¹¹⁶郷紳層の権を興すのは、ある程度で民権を興すことを意味している。言い換えれば、たとえ紳権を興すのは完全に民権を興すことと一致しなくても、それが、少なくとも民権を興すことの一部、或いは一段階であると言えるであろう。

五、『翼教叢編』における湖南郷紳層の反発と梁啓超における早期民権論の問題点

1、湖南郷紳層の反発

梁啓超は光緒二十四年(1898年)の正月、長沙で病気になる、二月上海に戻って治療を受け、三月ほぼ治って北京に入った。そして、

この年の会試に応ずるとともに、康有為の革新運動に協力した。時務学堂の総教習の席がそのまま残っていたが、名義のみで、梁啓超は再び長沙に戻ることがなかったのである。

梁啓超らは湖南に新政を推進し、大いに変法の必要を説いた。が、湖南の郷紳を中心とした反発を招いた。「康梁を非難するものは、概ねその民権、平等、改制の説を攻撃する」¹¹⁷と葉徳輝がいったように、彼らが反対したのは「新政そのものではなく、梁啓超らが時務学堂で提唱したような新学である」¹¹⁸。湖南においては、新旧の対立が激しく、康有為、梁啓超に対する非難も厳しくなった。そして攻撃の焦点に置かれるものは、民権、平等、改制の説と共に、大同の説であった。そして、「時務学堂での講義が、湖南における新旧対立の端を開いたといえる。梁啓超の講義は、全くその師康有為の説に基づき、その發揮に務めたものである」¹¹⁹。故に、そこに湖南の郷紳層を中心とした反発が生まれたわけである。そうした中で『翼教叢編』は彼らの力を結集して発行されたものである。

編集者である蘇輿はその序文において、「黄公度が湖南塩法道となり、大吏（陳宝箴）に進言し、康（有為）の弟子の梁啓超を招聘し、時務学堂の主講となった。梁はその師の学説を説いて以来、士大夫たちは瞬く間に大義名分を顧みなくなってしまう、「康の学説」を教宗と奉るようになった。梁の言辞は康の『新学偽経考』『孔子改制考』を主として、平等、民権、孔子紀年などの謬説で補ったものである。六経を偽作とするのは經典を抹殺し、（孔子の教え）を改制のために仮託されるものと主張するのは綱常を乱し、民権を伸張しようとするのは君主を無視し、孔子紀年の提唱は清朝の存在を知らしめないようにしようとする。（中略）我が湖南では、例えば、王葵園祭酒（王先謙）、葉煥彬吏部（葉徳輝）など

数人の先生が其の奸悪を摘発し、徹底的に暴いている。（中略）私はこのような状況を深憂し、その真相を暴かなければ、人々が迷いから覚めることはないと考え、そこで、諸公の論説や朝臣の上奏文のうち、教や学に関係するものを率先して集め『翼教叢編』をつくり、これに「翼教」と名づけたのである」¹²⁰と云って、その編集意図を示しているが、これによっても、『翼教叢編』の性格を知ることができるであろう。

蘇輿は梁が師康有為の説を主張したことを非難するわけだが、ここで注目されるのは、小林武氏が指摘したように、康梁の説を対項で意味づけていることである。つまり偽六経一滅聖經、托改制一乱成憲、倡平等一墮綱常、伸民権一無君上、孔子紀年一不知有本朝というふうに、この対項によって康有為の偽経説、孔子の改制説、民権、平等説などは既存の体制を否定するものであるということが示されるが、一方、蘇輿が擁護する価値の基準は聖經、成憲、綱常、君上という既存の体制であることが示されている。即ち康、梁らが既存の価値基準を否定するが故に反発を起こしたのである。¹²¹

『翼教叢編』は六巻からなり、さらに「梁啓超上陳中丞書」、「梁啓超等與康有為書」という一卷を附している¹²²。その「序」にも明らかのように、康有為、梁啓超らを初めとする変法派の理論と行動を攻撃し、その影響を除く目的のもとに編集されたものである。この六巻の具体的な内容について、大塚博久氏は、次のように説明している。「巻一に収録されるのは朱一新「答康有為第一書」から「第五書」までの各編と洪良品の「答梁啓超論学書」である。巻二に収録されるのは、安維峻の康の『新学偽経考』の焼却を請う旨の上奏文を初めとし、許応駭、文悌、孫家鼐による康有為への糾弾である。巻三は張之洞の有名

な『勸学篇』の二十四篇の内から内篇の「教忠」、「明綱」、「知類」、「正権」と外篇の「非弥兵」という五篇、及び王仁俊、屠仁守、葉德輝らによる反変法の理論根拠を提示したものを収録した。巻四から巻六に収める諸篇は、概ね、湖南省の変法運動に関するもので、量も多く、蘇輿がもっとも力を入れて収録したものであって、編集の眼目はまさにここであったとあってよい¹²³。概観してみれば、巻一において康有為の理論的誤りを指摘し、巻二においては、康の行動がその私利私欲に基づくものであると糾弾し、その非聖無法、惑世誣民が、国を危うくし後学に悪い影響を与えるものであると批判した。巻一と巻二は中央における変法派への批判であったとすれば、巻三と巻四は湖南における反変法運動の理論根拠である。巻五及び巻六は、湖南地方の人士と王先謙、葉德輝らによる“邪説”一掃の為の戦いの記録であったといえるであろう¹²⁴。

『翼教叢編』の中で一貫しているのは、有田和夫氏の説明では、「第一に、あたかも変法論の核心であるかのように受け止められていた平等、民権、民主、改制というような言葉に対する反撥である。第二に、康梁派の議論がもともとの中体（中体西用）を西体に変えようとするものであるとする批判である。第三に、三綱五常という倫理道徳は疑問の余地がなく、その清朝の体制を擁護することは、正道の擁護、伝統文化の擁護に繋がる、との主張である¹²⁵。特に、巻五の「嶽麓書院賓鳳陽上王益吾院長書¹²⁶は、時務学堂における教育内容を非難し、梁啓超らの罷免を王先謙に要求した書簡である。その根底には、民権、平等の説が世を惑わすもの、湖南の人心風俗に有害のものであるという見方がある。『翼教叢編』は、「康梁の民権、平等、改制という変法論を批判し、守旧派のいう“正道”

の擁護の立場の確認と宣言とにはかならなかったのである¹²⁷。

その中で、『翼教叢編』の巻三における張之洞の『勸学篇』は、『湘学报』¹²⁸の第三十七期から（光緒二十四年四月一日）第四十五期（同年六月二十一日）まで連載され¹²⁹、反変法論の理論的な拠り所となっていた。おそらく張之洞が『勸学篇』を『湘学报』に掲載させた理由は、急激に走っている湖南の新風気を改めようとし、学問の方向を示し、康有為、梁啓超らの影響を除こうとしたのである¹³⁰。張之洞は『勸学篇』（内篇）の「明綱第三」において、「君は臣の綱であり、父は子の綱であり、夫は妻の綱である。（中略）聖人は聖人である所以、中国は中国である所以は、実はここにあるのである。故に、君臣の綱を知るのは、則ち民権の説は唱えるべからず、父子の綱を知るのは、則ち父子の同罪、喪の免れる、祀を廢する説は唱えるべからず、夫婦の綱を知るのは、則ち男女平権の説は唱えるべからず¹³¹と、「三綱」は中国の根本で、こういう倫理道徳の基準は絶対に揺るがしてはいけないと主張し、さらに「民権の説に百害があつて一益もない¹³²と民権説に反対した。

2、梁啓超における早期民権論の問題点

『時務報』時期や戊戌期の梁啓超は、民権に関して、その正面を切って民権の主張を避けることから、民権への心酔へと変化を示している¹³³。なぜそういう変化が起こったか、その最大の原因は膠洲湾事件をきっかけとする深刻な民族危機と言えよう。先に少し触れたが、梁の民権宣伝と君主専制への批判とは、同じメダルの表裏の関係にあることが明らかとなった。先に引用した『翼教叢編』に『春秋』は大同の学であり、いたるところ民権を主張している。六経の内の民権についての簡書を編集すれば、一冊の書物になるぐらいで

あり、偉観ともいべきものである。」とあるように、梁は民権の源流が古代の中国に存在するという「附会論」を利用し、民権の宣伝を展開した。それはある意味で君主専制攻撃に理論的な根拠を与え、民権観念の普及において功績が大きいと言える。ところが、後年彼が『先秦政治思想史』(1922年)に「民権の説は、中国の古代にはなかったものである」¹³⁴と述べたように、自ら民権の附会説を覆し、否定した。なぜ後年民権の附会論を否定したかは梁啓超の認識過程にそれなりの道筋があるが、ただ、少なくとも戊戌変法前における梁啓超は、西洋の民権説と儒家の民本思想の本質的な差異を認識せず、両者の類似性のみ認識していた。それに、「西政を言うのは、必ず古に推して、以てその従同の跡を求め」¹³⁵という附会論について、梁啓超自身もその弊害を既に意識した。にもかかわらず、それを利用したのは、一般人相手に説明するためであると梁は強調した。後年の話であるが、日本亡命後の1899年に、梁は「飲水室自由書—保全支那」の中で、孟子が言う民政は「保民也、牧民也」であり、その手段と意図が違うとはいえ、民の自由権利を侵す点は同じである、と説き、結論として、「民というものは、独立を大事にし、権利を重視すべきだ」¹³⁶と指摘した。このように、梁は西洋の民権が儒家の民本思想と本質的に違っていることを認識するようになった。そのみならず、「儒教の欠点は、もっぱら君のために説法し、民のために説法しなかった点にある。君のために『仁政を行え』、『民を恤め』、『民の好悪するところに従え』、『民の輿論』を聞け、と説くが、君がこれを行わなかったときにはどうするか。だから儒教においては、君には権利と義務とがあるが、民には義務があって、権利がない、儒教には民権思想が欠けている」¹³⁷と述べているように、梁は民本

思想の本質もはっきり掴んでいるといつてよい。このような発言をした梁啓超を、孔孟の民本思想を民権と見た日本亡命前の彼と比べれば、まるで別人のようである。梁啓超の民権思想には、日本亡命を境として、その前後が相当の開きが見られる。このような変化がどうして起こったか。梁啓超自身が「日本の東京にいること一年、少しだけ能く東文を読み、思想がこれがため一変する」¹³⁸と述べているところから、この変化が日本という新しい知的な場によってもたらされたことは疑いない。ただ、この変化を解明するのが、遥かに本稿の議論を超えるので、別稿で論じることにする。

以上見てきたように、民権を唱えるのは戊戌変法前における梁の重要な政治主張である。梁は君主専制を極めて批判し、「今中国を策するものは、必ず民権を興すことを主張すべきである」と繰り返し強調した。それと同時に、民権を宣伝するために、「西政を言うのは、必ず古に推して、以てその従同の跡を求め」¹³⁹という附会論を利用した。先に少し触れたが、厳復はそういう梁の附会論の利用を批判した。また、葉徳輝は梁啓超の「六経にいたるところまで民権がある」という主張に対して、「六経のどこにその説があるのか」¹⁴⁰と反駁した。附会論の弊害を意識しながらも、それを利用したのは、新聞において一般人相手に説明するためである、と梁は弁解した。厳復と葉徳輝は、それぞれ違った視角から、梁啓超の附会論を非難した。にもかかわらず、当時の梁にとっては、附会論は一種の手段であり、一般人を説得するための戦略であった。ともあれ、梁は、民権説が中国の古代に存在するという附会論を利用したため、葉徳輝を初めとする保守派に大いに非難された。その点は、梁啓超の早期民権論に見られる問題点であろう。

終わりに

梁啓超にとって、民権論を語り始めた最初より、やがて民権論に心酔していく過程を通じて、終始不変であったものは、「民智を開く」ことを第一と見なす視点である。『時務報』の主筆として務めた時も、『時務報』を離れて湖南時務学堂の総教習として赴任した時も、彼の「民権を興す」という主張は、「民智」を重視するものであった。梁が民智を開くことを主張したのは、単に一般的に知識を伝えるためではなく、中国人の民主を啓蒙するためのものであり、議院の開設の基礎を固め、人材を育成するためのものであった。

梁の民権思想は君主専制に対置され、数千年来続いてきた君主専制に大きな打撃を与えた。梁の主張した「人々は自主の権がある」¹という民権論は、守旧派学者や官僚から、「権が下に移れば、国は誰が治めるであろうか？民が自ら治めるというのであれば、君はまた何を為すというのか？これこそ天下を乱そうとするものである」²と非難された。梁の民権論が君主専制への批判と表裏の関係にあったことが、逆に守旧勢力の攻撃を招いたと言えよう。しかし、少なくとも変法運動期における梁にとって、最も重要なことは、変法を通じて帝国主義列強による瓜分の危機を脱することであった。したがって、変法の核心的な内容である民権の伸張は、いっそう重要な課題となった。梁は民権の重要性を認

識しながら、民権が旦夕で興せないことも意識し、民智を開くことを強調している。民智を開くことによって、民権を伸張し、国を守ることができるようになる、というのが梁啓超の「民権」に対する考えであったと思われる。

戊戌変法前において梁啓超が主張した民権論の実質について述べれば、以下のとおりである。まず、その「民権」とは君権に対する民権であり、そして「民権」という言葉は主に「議院開設」という文脈に使われ、人民の政治参加の権利として認識されていた。そして、梁は終始民智を開くことを最優先してきた。彼は民権を興す道について、一般民衆の政治自覚はまだ養成されていない現状のもとでは、先ず「民之秀者」³である郷紳或いは紳士の権を興すことを優先し、「民権を興そうとすれば、まず紳権を興すべきだ」と主張した。さらに、梁は三世六別という歴史の発展観に基づいて、民主政治が将来必ず実現される必然性を主張した上で、現在の中国の現状では、民権と君権の結合が必要であると判断し、反「君権」でない民権を擁護した。また、梁は西洋の民権説の優越性を認め、それを取り入れる際に、儒家の民本思想との類似性を指摘し、民権を儒家経書の記述に暗合させる附会論を利用した。ともあれ、戊戌変法前における梁が主張する民権は、反「君主専制」ではあっても、反「君権」ではない民権だったと言えるであろう。

注

¹ 主なものを掲げておく。Joseph Levenson, *Liang Ch'i-ch'ao and The Mind of Modern China*, Harvard University Press, 1953; Huang, Philip C. *Liang Ch'i-ch'ao and Modern Chinese Liberalism*. Seattle: University of Washington Press, 1972. 張朋園著『梁啓超與清季革命』（中央研究院近代史研究所、1964年）日本では、永井算巳「清末における在

日康梁派の政治動静」（『信州大学人文科学論集』第一号、1966年）、宮村治雄「梁啓超の西洋思想家論」（『中国—社会と文化—』第5号、1990年）。狭間直樹編『共同研究 梁啓超——西洋近代思想受容と日本』（みすず書房、1999年）。中国においては、特に90年代に入ると、梁啓超についての研究はかなりの進展を見せる。例えば、李喜所、元青の『梁啓超伝』（人民出版社、1993年）、

- 夏曉虹の『覚世與転世—梁啓超の文学道路』（上海人民出版社、1991年）、蔣広学の『梁啓超與古代学術的終結』（江蘇教育出版社、2001年版）などが挙げられる。
- ² 藤井隆「民権論の転換—戊戌前後の梁啓超」『広島修大論集』人文編、第41巻、第1号（2）、2000年9月、157頁参考。
- ³ 梁啓超は「古議院考」（「古議院考」（1896年11月5日『時務報』第10冊）『飲氷室合集·文集一』、林志鈞編、上海中華書局、1936年、94-96頁）の中で、君権と民権の結合を主張する一方、当時中国の現状において、議院を設立するには、議院という制度よりも、学校を先にし、まず学校を興さなければならないと主張している。更に、「論湖南応辦之事」（『飲氷室合集·文集二』、林志鈞編、上海中華書局、1936年、41頁）においても、民権が旦夕でできないと論じている。（『飲氷室合集』は『文集』と『專集』からなり、そのうち、『文集』は16冊で、『專集』は24冊、あわせて40冊になる。）
- ⁴ 『時務報』時期とは、すなわち1896年7月（光緒22年）から、1897年10月（光緒23年）にかけての、上海を中心に活動を行う時期である。
- ⁵ 梁啓超『清代學術概論』、商務印書館、1921年、139-141頁参考。
- ⁶ 「論湖南応辦之事」、『飲氷室合集·文集二』、林志鈞編、上海中華書局、1936年、41頁。
- ⁷ 班偉「清末における「権利」概念の受容—梁啓超の権利論を中心に」『山陽論叢』第6巻、1999年12月、48頁参考。
- ⁸ 郭嵩燾は1878年5月19日（光緒四年四月十八日）の日記に、「西洋政教以民為重、故一切取順民意、即諸君主之國、大政一出之議紳、民権常重于君」と記した。（『郭嵩燾日記』第三巻、湖南人民出版社、1982年、506頁。）また、薛福成も「欧洲的君民共主之國、其政權亦在議院、大約民権十之七八、君権十之二三」と述べているように、民権に関する考え方を示した。（『出使四國日記』巻五、湖南人民出版社、1981年、225頁）
- ⁹ 「変法通議」は学校論を中心として、過激の論が展開されなかった。むしろ『時務報』初期の論説に関しては、当時士大夫の関心であった民権に関する議論としては、汪康年の「論中国參用民権之利益」（『汪康年師友書札』（一）、上海古籍出版社、1986年、341頁、（二）1622頁参照）などが民権に関する議論が激しかったといっよい。具体的には村尾進「万木森々—『時務報』時期の梁啓超と其の周辺—」、狭間直樹編『共同研究梁啓超—西洋近代思想受容と明治日本』、みすず書房、1997年、49頁参考。
- ¹⁰ 村尾進「万木森々—『時務報』時期の梁啓超と其の周辺—」、狭間直樹編『共同研究梁啓超—西洋近代思想受容と明治日本』、みすず書房、1997年、49-50頁参考。
- ¹¹ 同上、50頁参考。
- ¹² 同上、55頁。
- ¹³ 「変法通議論変法不知本原之害」、『時務報』第3冊（1896年8月29日）、『飲氷室合集·文集一』、林志鈞編、上海中華書局、1936年、9頁。
- ¹⁴ 同上、9頁。
- ¹⁵ 同上、10頁。
- ¹⁶ 「変法通議學校総論」『時務報』第5冊（1896年9月17日）、『飲氷室合集·文集一』、14頁。
- ¹⁷ 市古宙三著、『近代中国の政治と社会』、東京大学出版会、1971年、250頁参考。
- ¹⁸ 「康有為初期思想—『康子内外篇の考察』」、坂出祥伸著『中国近代の思想と科学』、同朋舎、1982年、158頁参考。
- ¹⁹ 「変法通議論訳書」『時務報』第27冊（1897年5月22日）、『飲氷室合集·文集一』、64頁参考。
- ²⁰ 梁啓超「上南皮張尚書書」『飲氷室合集·文集一』、105頁参考。
- ²¹ 『西学書目表』は1896年（光緒22年）九月朔日の序例を附して、時務報館から石印本で刊行されている。「西学書目表後序」はもともと『西学書目表』に附された「読西学書法」の巻末におかれたもので、後に「西学書目表後序」と題して文集に収められることになる。
- ²² 「論中国積弱由於防弊」、『時務報』第9冊（1896年10月7日）、『飲氷室合集·文集一』、96頁。
- ²³ 同上、96頁。
- ²⁴ 同上、99頁。
- ²⁵ 同上、99頁。
- ²⁶ 「古議院考」、『時務報』第10冊（1896年11月5日）、『飲氷室合集·文集一』、94頁。
- ²⁷ 班偉「清末における「権利」概念の受容—梁啓超の権利論を中心に」『山陽論叢』第6巻、1999年12月、51頁参考。
- ²⁸ 熊月之著『中国近代民主思想史』、上海人民出版社、1986年、9頁。
- ²⁹ 『郭嵩燾日記』第三巻、湖南人民出版社、1982年、506頁。
- ³⁰ 黄遵憲『日本国志』巻一「國統志一」、1-2頁、浙江書局重刊、1898年（光緒24年）。
- ³¹ 同上、『日本国志』巻十四、「職官志二」、35頁。
- ³² 薛福成『出使四國日記』巻五、湖南人民出版社、1981年、225頁。
- ³³ 藤井隆「民権論の転換—戊戌前後の梁啓超」『広島修大論集』人文編、第41巻、第1号（2）、2000年9月、159頁。

- ³⁴ 「古議院考」『時務報』（1896年11月5日）第10冊、『飲水室合集・文集一』、94頁。
- ³⁵ 同上、96頁。
- ³⁶ 『汪康年師友書札』（四）、上海古籍出版社、1989年、3273頁。この汪康年、梁啓超宛の書簡から、厳復は『時務報』を高く評価した一方、『時務報』のために百元の銀元を寄付した、という内容が見られる。
- ³⁷ 王弼主編、『厳復集』、中華書局、第三冊、1986年、513-515頁。
- ³⁸ 村尾進「万木森々『時務報』時期の梁啓超と其の周辺一」、42-43頁参考。
- ³⁹ 「與嚴幼陵先生書」、『飲水室合集・文集一』、106頁。この書簡の冒頭には、「二月間読賜書二十一紙、循環往復誦十数過、不忍私手、甚為感佩乃至不可思議。」という内容がある。
- ⁴⁰ 『梁啓超年譜長編』、丁文江・趙豊田編、上海人民出版社、1983年、77頁。
- ⁴¹ 村尾進「万木森々『時務報』時期の梁啓超と其の周辺一」、42-43頁参考。
- ⁴² 「與嚴幼陵先生書」、『飲水室合集・文集一』、106-111頁。この書簡の作成時期については、一平氏の考察によると、この書簡は1897年の4月の末、或いは5月の初に作成された。（一平「梁啓超〈與嚴幼陵先生書〉一文写作時間考」（『近代史研究』、1987年第2期、283-285頁）、一方、李国俊は、この書簡は「春作」（1897年の春に作成する）と判断している。（李国俊編、『梁啓超著述系年』、復旦大学出版社、1986年、37頁参考）
- ⁴³ 「古議院考」（1896年11月5日『時務報』第10冊）『飲水室合集・文集一』、94頁。
- ⁴⁴ 村尾進「万木森々『時務報』時期の梁啓超と其の周辺一」、43頁参考。
- ⁴⁵ 「論君政民政相嬗之理」1897年10月6日『時務報』第41冊、『飲水室合集・文集二』、10頁。
- ⁴⁶ 「與嚴幼陵先生書」、『飲水室合集・文集一』、108頁。村尾進「万木森々『時務報』時期の梁啓超と其の周辺一」、44頁の訳参考。
- ⁴⁷ 「與嚴幼陵先生書」、『飲水室合集・文集一』、108-109頁。
- ⁴⁸ 康有為が『新学偽経考』を著したのは、光緒十七年（1891）年、三年後に正統派、保守派によって“世を惑し、民を誣るもの”と弾劾され、絶版を命ぜられた。（『中国の思想家』下巻、東京大学中国哲学研究室編、勁草書房、1963年、744-745頁参照）一方、『孔子改制考』は、光緒二十二年（1896）年まで続けて編輯され、翌年の冬、上海大同訳書局から出版された。（坂出祥伸著『中国近代の思想と科学』、同朋舎、1983年、130頁参考）
- ⁴⁹ 康有為は光緒十五年（1889年）末に郷里に帰って間もないころ、当時広東に来ていた公羊学者廖平にあつて、其の学説から強い示唆と影響を受けたと言われる。（小野川秀美「康有為の変法論」『清末政治思想研究』（1）平凡社、2009年、171-175頁参考）。
- ⁵⁰ 梁啓超『清代學術概論』、商務印書館、1921年、127-129頁参考。
- ⁵¹ 古文経書は、前漢末に発見された、古代文字で書かれた経書であり、後漢以来の学者たちが経書解釈に際してテキストとして用いてきたものである。康有為によれば、古文経書は前漢末に朝廷の図書管理を担当していた学者である劉歆が、王莽が王権篡奪を正当化する目的で捏造した偽書であり、古文経書のある一部ではなく、古文経書全体が依拠するに足りないものなのである。故に、古文経書に依拠してきた従来の経書解釈もまた、依拠するに足りない事になるであろう。（佐藤慎一「近代中国の知識人と文明」、東京大学出版会、1996年、108頁参照。）
- ⁵² 梁啓超著、『清代學術概論』、130頁。
- ⁵³ 佐藤慎一「梁啓超と社会進化論」東北大学『法学』五九巻六号、1996年、171-172頁参考。
- ⁵⁴ 具体的には、「変法通議学校総論」（『時務報』第五冊、1896年9月16日刊、『飲水室合集・文集一』、14頁）、「変法通議論科学」（『時務報』第七冊、1896年10月7日刊、『飲水室合集・文集一』、21頁）のなかで、「三世進化」の論理で展開される内容がみられる。
- ⁵⁵ 「論君政民政相嬗之理」（『時務報』第四十一冊、1896年10月7日刊、『飲水室合集・文集二』、7頁）、日本語訳は西順蔵『原典中国近代思想史』第二冊、岩波書店、1977年、196-197頁参考。
- ⁵⁶ 「変法通議学校総論」（『時務報』第五冊、1896年9月16日刊、『飲水室合集・文集一』、14頁）。
- ⁵⁷ 藤井隆「民権論の転換—戊戌前後の梁啓超」『広島修大論集』人文編、第41巻、第1号（2）、2000年9月、160頁参考。
- ⁵⁸ 「與嚴幼陵先生書」、『飲水室合集・文集一』、110頁。
- ⁵⁹ 梁は1897年11月1日に（光緒二十三年十月七日）上海を離れ、1897年11月16日（光緒二十三年十月二十二日）湖南長沙時務學堂に到着したという。（『梁啓超年譜長編』、丁文江・趙豊田編、上海人民出版社、1983年、85-86頁参考）
- ⁶⁰ 徐仁鑄（1863-1900）、字は研甫、光緒十五年（1889）の進士である。徐致靖の長男で、当時翰林院の編修として湖南の教育観察を行っていた。梁啓超らと交わり、父に康梁等の推薦を依頼、政変後、革職された。
- ⁶¹ 王先謙（1842-1917）、字は益吾、号葵園、湖南

- 省長沙の人。同治四年（1865年）年進士。光緒六年（1880年）国子監祭酒、光緒十一年（1885年）江蘇学政となる、光緒十五（1889）年官を辞する。維新変法に反対する郷紳の大立者であった。
- ⁶² 李惟格（1855-1918）字は一琴、江蘇省呉県の人。イギリスに留学し英語、フランス語を学んだ後、日本、アメリカで科学技術を学ぶ。光緒二十三年に湖南時務学堂の西学総教習となる。のち湖南製造局提調兼南洋公学教授。光緒三十年、製鉄業考察のため海外へ派遣され、翌年漢陽鉄廠総弁になった。光緒三十四年に該廠が合併により漢冶萍公司となると、その協理に選出された。以後、一貫して製鉄業の発展に尽くした。（島田虔次編訳『梁啓超年譜長編』第一巻、岩波書店、2004年、369頁、注79参考）
- ⁶³ 梁啓超著『清代學術概論』、141頁。
- ⁶⁴ 葉德輝（1864-1927）清末から民国にかけての学者。字は煥彬、邨園と号した。光緒18（1892）年の進士。吏部文選司主事となったが、早く官を退いて郷里で著述に専念。著書に『六書古微』、『書林清話』など多数。（世界大百科事典の解説による）
- ⁶⁵ 「時務学堂『筭記殘』巻序」（1922）、『梁啓超全集』第七冊、北京出版社、1999年、3920頁。
- ⁶⁶ 『梁啓超年譜長編』、丁文江・趙豊田編、上海人民出版社、1983年、84頁。
- ⁶⁷ 朱琳「梁啓超における中国史叙述—「専制」の進化と「政治」の基準」、『人文学研究所報』52、2014年8月、101頁参考。
- ⁶⁸ 坂出祥伸著『中国近代の思想と科学』、同朋舎、1983年、117頁参考。
- ⁶⁹ 西順蔵編『原典中国近代思想史』第二冊「洋務運動と変法運動」岩波書店、1977年、37頁参考。
- ⁷⁰ 梁啓超著『清代學術概論』、130頁。
- ⁷¹ 佐藤慎一『近代中国の知識人と文明』、東京大学出版会、1996年、107頁参考。
- ⁷² 『梁啓超年譜長編』、丁文江・趙豊田編、上海人民出版社、1983年、87頁。
- ⁷³ 狄楚青（1873-1941）江蘇溧陽人。康有為の弟子である。1900年唐才常の自立軍の勤王の役に参加し、失敗後、日本に亡命した。
- ⁷⁴ 狄記『任公先生事略』、『梁啓超年譜長編』、丁文江・趙豊田編、上海人民出版社、1983年、87-88頁参考。
- ⁷⁵ 伯嚴は陳三立の字である。湖南巡撫陳宝箴の子で、光緒乙丑の進士。官は吏部主事。当時黄遵憲らとともに、湖南で父を助けて新政を進めていた。政変後、革職となる。
- ⁷⁶ 中国近代史資料叢刊『戊戌変法』（二）、上海人民出版社、1957年、592頁。（『梁啓超年譜長編』、

- 第一巻、丁文江、趙豊田編、島田虔次編訳、岩波書店、2004年、156頁の訳参考）
- ⁷⁷ 学堂に招聘すべき教習については、中文総教習に梁啓超、西文総教習に李惟格を招くことに内定した。梁啓超、李惟格の招聘は、署按察使黄遵憲に其の端を發し、江標、熊希齡、陳三立及び王先謙、張祖同らも賛意を著した。（『清末政治思想研究』（1）、小野川秀美、平凡社、2009年、304頁参考）
- ⁷⁸ 張祖同、字は雨珊、湖南省長沙の人。王先謙とともに梁啓超の招聘に賛成し、時務学堂前後して設立された輪船会社の責任者となったが、後に湖南の新政に対して、保守派からの反発が強まると、王先謙、葉德輝と共に変法派への批判を強めた。
- ⁷⁹ 中国近代史資料叢刊『戊戌変法』（二）、上海人民出版社、1957年、585頁。（『梁啓超年譜長編』、第一巻、丁文江、趙豊田編、島田虔次編訳、岩波書店、2004年、157頁の訳参考）
- ⁸⁰ 小野川秀美『清末政治思想研究』（1）、平凡社、2009年、304-305頁参照。
- ⁸¹ 十九世紀末から二十世紀にかけて、進化論は積極的に中国に取り込まれた。嚴復、梁啓超たちによって優勝劣敗、適者生存という進化論の議論が人種のランクづけと接合され、自身を皇帝の子孫である「黄種」と強く意識した変法派の知識人たちは保種、保教の実現を懸命に模索していた。（石川照子書評、坂元ひろ子著『中国民族主義の神話—人種・身体・ジェンダー』、『史学雑誌』（史学会編）15巻、8号、2006年8月、1449頁参考）
- ⁸² 『湖南時務学堂遺編』清光緒二十四年（1898年）長沙初版。1922年北京香山慈幼院重印、全四冊。本は、第一冊に梁啓超の「湖南時務学堂遺編序」（民国十一年壬戌正月二十六日）、及び彼の手になる「学約十章」「誦孟子界説」「誦春秋界説」、続いて「湖南時務学堂第一集答問」を収め、第二冊～第四冊に「時務学堂初集 筭記」を収める（『梁啓超年譜長編』、第一巻、丁文江、趙豊田編、島田虔次編訳、岩波書店、2004年、371頁、注96参考）。この書の内容については、『清末政治思想研究』（1）、小野川秀美、平凡社、2002年所収、317-327頁参考。
- ⁸³ 蘇輿編『翼教叢編』は光緒二十四（1898年）年戊戌秋八月に編集されたもので、出版社不詳。『翼教叢編』は「湖南時務学堂遺編」の原刻本と改刊本をあわせ引用し、そして、学生の日記に対する梁啓超の批評を記した未刊の手書本の引用も載せる。従って、当時の言論の激しさが見られる。本文が底本としたのは、沈雲龍主編、近

代中国史料叢刊第六十五輯、『翼教叢編』、文海出版社、1971年所収のものである。

- ⁸⁴ 康梁らの変法派は、万国変法を太平世＝大同世界を実現するための公理を體現したものと見なしていた。「西洋人のフーゴ・グロチウス等は、無官無位の身でありながら、公法の学を作り、万国がこの公法を遵守している。思うに『春秋』という書物は、孔子が定めた「万世の公法」なのである。…西洋の政治家は、必ずことごとくに公理公法の学に根拠を求め、これを統治の基本原則としている。『春秋』は公理公法の折衷であって、学問をする者は必ず『春秋』に通じなくてはならない、その上で現実への応用が可能である」(『翼教叢編』四、「猶軒新語」) この文章は梁啓超が湖南学政徐仁鏞のために代作したものとされる「猶軒新語」の一節だが、『春秋』に対して「万世の公法」という評価が与えられる。(佐藤慎一『近代中国の知識人と文明』、東京大学出版会、1996年、99頁参考)
- ⁸⁵ 「読孟子界説」『飲氷室合集・文集三』、18頁。(日本語の訳は坂出祥伸著『中国近代の思想と科学』、同朋舎、1983年、285頁の訳参考)
- ⁸⁶ 「湖南時務学堂札記批」(節録) 李華興、呉嘉勳編『梁啓超選集』、上海人民出版社、1984年、61-62頁。
- ⁸⁷ 「問一条」『蔡松坡集』、蔡鏗著、曾業英編、上海人民出版社、1984年、3頁。
- ⁸⁸ 李沢雲の質問はここでは不明である。李華興、呉嘉勳編『梁啓超選集』、62頁参考。
- ⁸⁹ 李華興、呉嘉勳編『梁啓超選集』、61-62頁。
- ⁹⁰ 「葉吏部與俞恪士觀察書」『翼教叢編』卷六、三十三頁、『翼教叢編』、文海出版社、1971年、441-442頁。
- ⁹¹ 「葉吏部與南学会皮鹿門孝廉書」、『翼教叢編』卷六、『翼教叢編』、文海出版社、1971年、415頁。
- ⁹² 同上、416頁。
- ⁹³ 梁啓超、『清代學術概論』、141頁。
- ⁹⁴ 小野川秀美『清末政治思想研究』(1)、325頁。
- ⁹⁵ 梁啓超、『清代學術概論』、141頁。
- ⁹⁶ 小野川秀美『清末政治思想研究』(1)、309頁。
- ⁹⁷ 李国俊(『梁啓超著述系年』)復旦大学出版社、1986年、45頁)によると、「論湖南応辦之事」は1898年1月に書かれたもので、4月初に『湘報』(第26-28号)にも掲載され、後『飲氷室合集・文集三』に収録されたという。そして、李華興、呉嘉勳(『梁啓超選集』、上海人民出版社、1984年、79頁)によれば、「論湖南応辦之事」は『湘報』の第26号～第28号に〔1898年4月5日～4月7日(光緒二十四年三月十五日～十七日)〕掲載されたという。

- ⁹⁸ 「論湖南応辦之事」、『飲氷室合集・文集三』、41頁。
- ⁹⁹ 同上、47頁。
- ¹⁰⁰ 「論湖南応辦之事」、『飲氷室合集・文集三』、41頁。
- ¹⁰¹ 梁啓超はここで言う「外課」は、時務学堂の「内課」に対するものである。具体的に言えば、従来時務学堂の定員120名の学生をを専門の学を修めさせるのは内課であり、別に外課を置き、広く各州県から半年または一年ごとに学生を入学させ、風気を開き、学生の見識を高めるのが外課を設ける主眼である。
- ¹⁰² 「論湖南応辦之事」、『飲氷室合集・文集三』、43頁。
- ¹⁰³ 「梁啓超の人権思想―杜鋼健著『中国近百年人権思想』(香港:2004)」鈴木敬夫訳、『札幌学院法学』、22(1)、2005年、56頁参考。
- ¹⁰⁴ 「論湖南応辦之事」、『飲氷室合集・文集三』、43頁。日本語訳は大谷敏夫著『清代政治思想史研究』、汲古書院、1991年、496頁の訳参考。
- ¹⁰⁵ 「論湖南応辦之事」、『飲氷室合集・文集三』、43頁。
- ¹⁰⁶ 「論湖南応辦之事」、『飲氷室合集・文集三』、45頁。
- ¹⁰⁷ 同上。
- ¹⁰⁸ 梁啓超「上陳宝箴書」中国近代史資料叢刊『戊戌変法』(二)、上海人民出版社、1957年、533頁。
- ¹⁰⁹ 同上。
- ¹¹⁰ 同上。
- ¹¹¹ 具体的には坂出祥伸著『中国近代の思想と科学』、同朋舎、1983年、283頁と、大谷敏夫著『清代政治思想史研究』、汲古書院、1991年、481-482頁参考。
- ¹¹² 王先明「論“民権即紳権”-中国政治近代化歷程の一個側影」、『社会科学研究』1995年6月、96頁;董正華「近代中国人権觀念的嬗変―觀念史學隅」、『史學理論研究』2012年第2期、121頁。
- ¹¹³ 市川宙三は、郷紳と紳士、紳衿の間の相違が具体的に分析している。具体的に彼の著書『近代中国の政治と社会』、東京大学出版会、1971年、339-340頁参考。また、徐茂明は「明清以来郷紳、紳士與士紳諸概念辨析」(『蘇州大学学报(哲学社会科学版)』2003年1月、第1期)の中に詳しくそれら概念の内容について論じた。
- ¹¹⁴ 「論湖南応辦之事」、『飲氷室合集・文集三』、44頁。
- ¹¹⁵ 梁啓超「戊戌政変記」(付録二、「湖南広東情形」)『飲氷室合集・專集一』、143頁。
- ¹¹⁶ 王先明「歴史記憶與社会重構―以清末民初紳権変異為中心的考察」、『歴史研究』2010年第3期、7頁参考。
- ¹¹⁷ 「葉吏部與俞恪士觀察書」『翼教叢編』卷六、三十三頁、『翼教叢編』、文海出版社、1971年、441頁。
- ¹¹⁸ 『梁啓超年譜長編』、丁文江・趙豊田編、上海人民出版社、1983年、151頁。

- ¹¹⁹ 小野川秀美『清末政治思想研究』（1）、161頁。
- ¹²⁰ 『翼教叢編』、文海出版社、1971年、1-2頁。
- ¹²¹ 小林武「清末の保守主義—その世界像の解体」、『待兼山論叢・哲学篇』第10号、1977年、23-24頁参考。
- ¹²² 詳細は、大塚博久の「『翼教叢編』における政治思想—変法運動の展開と反動派の動向について」における『翼教叢編』の附表を参照する。（山口大学文学会会誌、第19巻、第1号、1968年8月）
- ¹²³ 大塚博久「『翼教叢編』における政治思想—変法運動の展開と反動派の動向について」山口大学文学会会誌、第19巻、第1号、1968年、51-62頁参考。
- ¹²⁴ 有田和夫氏の博士論文『近代中国思想史論』、115-116頁参考。
- ¹²⁵ 有田和夫、『近代中国思想史論』、汲古書院、1998年、104-106頁参考。
- ¹²⁶ 『翼教叢編』巻五、文海出版社、1971年、349-362頁。
- ¹²⁷ 有田和夫、『近代中国思想史論』、汲古書院、1998年、104頁。
- ¹²⁸ 湖南維新派が創刊した刊行物である。江標、唐才常らが光緒二十三年（1897）4月22日に長沙で発刊した。初めは『湘学新報』であったが、第21冊から『湘学報』に改名。湖南省内の著名な維新人士である蔡鍾浚・陳為鎰・楊毓麟・易鼎ら20余名が撰述。史学・掌故（後に時務）・輿地・算学・商学・交渉などの欄を設置。1898年8月8日終刊。全45冊。
- ¹²⁹ 『勸学篇』は内篇と外篇に分かれ、内篇は「本を務め人心を正し、外篇は通を務め風気を開く」（『勸学篇』序）ことを主旨としている。内篇は中学、外篇は西学に重点を置いて、全書を一貫しているものは中体西用の主張であり、保守と革新の間に立つ改良的な立場を取っていた。
- ¹³⁰ 小野川秀美『清末政治思想研究』（1）、345頁。
- ¹³¹ 張之洞「明綱第三」『勸学篇』内篇、両湖書院光緒戊戌刊本。清・張之洞『勸学篇』、上海書店出版社、2002年、12頁。
- ¹³² 同上、『勸学篇』（内篇）「正権第六」、清・張之洞著、2002年19、20頁。
- ¹³³ 梁啓超『清代學術概論』、139-141頁。
- ¹³⁴ 梁啓超『先秦政治思想史』『飲氷室合集・專集五十』、177頁。1922年、梁啓超は南京の大学や法制専門学校の学生を対象に講義を行い、その内容を『先秦政治思想史』という書物にまとめている。後、『飲氷室合集』に収録される。
- ¹³⁵ 「古議院考」（1896年11月5日『時務報』第10冊）『飲氷室合集・文集一』、94頁。
- ¹³⁶ 『飲氷室自由書』—「保全支那」、1899年12月23日、『清議報』33冊、『飲氷室合集・專集二』、40-41頁。
- ¹³⁷ 「論中国學術思想變遷之大勢」、『飲氷室合集・文集七』、55頁。市古宙三著『近代中国の政治と社会』、東京大学出版会、1971年、260頁の訳参考。
- ¹³⁸ 『三十自述』、丁文江・趙豊田編『梁啓超年譜長編』、上海人民出版社、1983年、175頁。
- ¹³⁹ 「古議院考」（1896年11月5日『時務報』第10冊）『飲氷室合集・文集一』、94頁。
- ¹⁴⁰ 「嶽麓書院賓鳳陽上王益吾院長書」『翼教叢編』巻五、文海出版社、1971年、353頁。
- ¹⁴¹ 「論中国積弱由於防弊」、『時務報』第9冊（1896年10月7日）、『飲氷室合集・文集一』、99頁。
- ¹⁴² 「嶽麓書院賓鳳陽上王益吾院長書」『翼教叢編』巻五、文海出版社、1971年、351頁。
- ¹⁴³ 「論湖南應辦之事」、『飲氷室合集・文集三』、44頁。